

OKI *Open up your dreams*

第101回

定時株主総会招集ご通知



招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。



<https://p.sokai.jp/6703/>

■ 日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

郵送およびインターネット等による議決権行使期限
2025年6月24日（火曜日）午後5時15分まで

■ 場所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル
2階 「プロビデンスホール」

お土産のご用意はございません。

沖電気工業株式会社

証券コード 6703

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第101回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

OKIは、創業以来の「進取の精神」を脈々と受け継ぎ、140年を超える歴史の中で常に現場のお客さまの課題に寄り添い、止まることが許されないミッションクリティカルな社会インフラを支える商品・サービスを提供してきました。「社会の大丈夫を作っていく。」企業として、地球上のすべての人々の生活の基盤を向上させていくことがOKIの使命です。

2023年度からスタートした中期経営計画2025（以下、「中計2025」という。）では、「安心・便利な社会インフラ」「働きがいと生産性向上」「地球環境の保全」の3つの貢献分野を明確化し、各貢献分野で提供する社会価値の具体化に取り組んでいます。

中計2025の2年目となる2024年度は、売上高・営業利益が2019年度水準まで回復し、ROE8%台後半、自己資本比率35%台となり、財務基盤も着実に回復しています。こうした状況も踏まえ、当期の期末配当は1株につき前期より15円増配の45円を提案いたします。

OKIは確実に良い方向に進んでいます。2025年度は、中計2025を完遂するとともに、その先の持続的な成長に向けた取り組みを加速し、手綱を緩めることなく改革を進めてまいります。

株主のみなさまには、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長執行役員
兼 最高経営責任者

森 孝廣



財務ハイライトは
こちらをご覧ください

2025年3月期決算情報

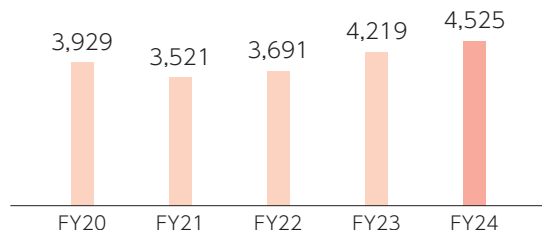
<https://www.oki.com/jp/ir/data/presen.html>



売上高

4,525億円

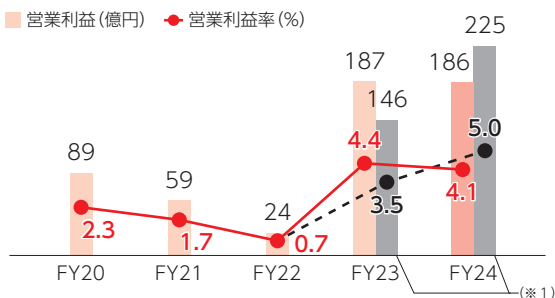
売上高 (億円)



営業利益

186億円

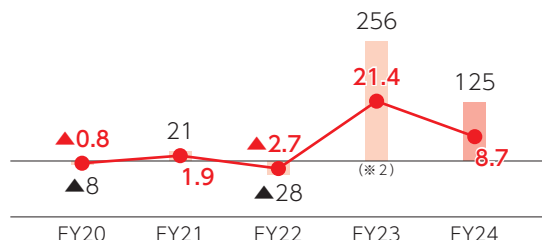
営業利益 (億円) ● 営業利益率 (%)



ROE

8.7%

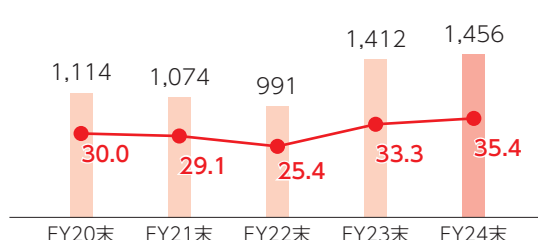
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円) ● ROE (%)



自己資本比率

35.4%

自己資本 (億円) ● 自己資本比率 (%)



※1 一過性要因（中国ATM案件の売上債権に係る貸倒引当金）を除いた実質的な事業収益の状況

※2 一過性要因（法人税等調整額110億円、※1の貸倒引当金41億円）を除いた場合、当期純利益105億円、ROE9.4%

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

代 表 取 締 役 森 孝 廣
社 長 執 行 役 員

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「2025年第101回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.oki.com/jp/ir/stock/meeting.html>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6703/teiji/>



当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネット等または書面による議決権行使の詳細は5・6頁をご参照ください。

敬具

記

日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
場 所	東京プリンスホテル 2階「プロビデンスホール」 東京都港区芝公園三丁目3番1号
目的事項	報告事項 1. 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

事業報告	従業員の状況、主要な借入先の状況、その他OKIグループの現況に関する重要な事項、会社の株式に関する事項、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制および方針
連結計算書類	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
計算書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
監査報告書	連結計算書類を含む会計監査人および監査役会の監査報告書

- (2) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案につき賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (4) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

事前質問受付のご案内

本総会の目的事項につきまして、当社ウェブサイトにて事前質問の受付をさせていただきます。頂戴しましたご質問の中で、株主の皆様に関心の高い事項につきましては、本総会にてご回答させていただきます。

下記URLまたはQRコードより当社ウェブサイトへアクセスいただき、「第101回定時株主総会に関する事前質問受付フォーム」よりご質問ください。

受付期限 2025年6月17日（火）午後5時15分まで

当社ウェブサイト

<https://www.oki.com/cgi-bin/inquiryForm.cgi?p=191j>



※ご質問は本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただき、300字以内で簡潔にお願いいたします。
※事前質問の中で本総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます、承ったすべてのご質問に対する回答をお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主のみなさまの大切な権利です。

以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。



行使期限

2025年 **6月24日(火曜日)**
午後5時15分 **必着**



議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数: XX 股 印 〒XXXX-XXXX XXXXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇		ここに、各議案の賛否をご記入ください。 1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 〇〇〇〇〇〇〇〇 見本
第1号議案	第2号議案及び第3号議案	
賛成の場合 「賛」の欄に○印	全員賛成の場合 「賛」の欄に○印 全員反対の場合 「否」の欄に○印 一部の候補者に反対の場合 「賛」の欄に○印をし、右欄に反対の候補者の番号をご記入ください。	
反対の場合 「否」の欄に○印		

インターネット等による議決権の行使

詳細は次頁をご覧ください



行使期限

2025年 **6月24日(火曜日)**
午後5時15分まで

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



株主総会開催日時

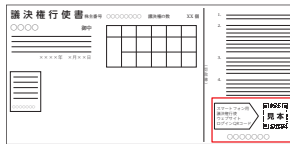
2025年 **6月25日(水曜日)**
午前10時(受付午前9時半開始)

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネット等により、重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」



1. スマートフォンでの議決権行使は、「議決権行使コード」「パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。
2回目以降のログインの際は、右記のご案内にしたがってログインしてください。



招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。



<https://p.sokai.jp/6703/>

議決権行使コード・パスワードを入力する方法



議決権行使サイトのご利用方法

議決権行使サイト

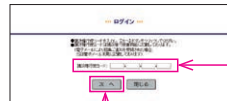
<https://sokai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および次期（2025年度）の業績見込み、ならびに財務状況等を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式 1株につき金45円 配当総額 3,901,957,875円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月26日

【ご参考】 配当政策

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つとして位置づけています。

配当については、安定的な配当の継続を基本としながら、業績および将来の成長に不可欠な投資（設備投資、研究開発投資、人的資本投資）を踏まえたキャッシュフローの状況、内部留保の水準を総合的に勘案した上で配当金額を決定することとしております。今後とも財務基盤の強化を図りつつ、株主利益の増大に努めます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。取締役候補者は、人事・報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものです。

(ご参考)

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位・担当等	取締役会への 出席状況(当期)	取締役 在任年数 (本総会終結時)
1	 もり たか ひろ 森 孝廣	 代表取締役社長執行役員 兼最高経営責任者	100% (14回／14回)	3年
2	 てら もと てい じ 寺本 禎治	 代表取締役副社長執行役員	100% (14回／14回)	2年
3	 かた ざり ゆう いち ろう 片桐 勇一郎	 取締役専務執行役員	100% (11回／11回)	1年
4	 か とう よう いち 加藤 洋一	 常務執行役員	－% (－回／－回)	一年
5	 さい とう たもつ 斎藤 保	   独立社外取締役	100% (14回／14回)	7年
6	 かわ しま 川島 いづみ	   独立社外取締役	100% (14回／14回)	7年
7	 き がわ まこと 木川 眞	   独立社外取締役	100% (14回／14回)	6年
8	 とお やま りょう こ 遠山 亮子	   ー	－% (－回／－回)	一年

候補者
番号

1

もり たか ひろ
森 孝 廣

取締役在任年数	▶ 3年 (本総会終結時)
取締役会出席状況 (当期)	▶ 14回中14回 (100%)
所有する当社株式の数	▶ 普通株式 10,500株



(1964年8月29日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月	当社入社
2006年11月	株式会社沖データ国内営業本部/パートナー統括営業部長
2017年10月	同社取締役商品事業本部副本部長兼オフィスプリント事業部長
2019年 4 月	同社常務執行役員商品事業本部長
2019年10月	同社常務執行役員商品事業本部長兼国内営業本部長
2020年 4 月	同社代表取締役社長兼沖電気工業株式会社執行役員
2021年 4 月	当社執行役員コンポーネント&プラットフォーム事業本部ビジネスコ ラボレーション推進本部長
2022年 4 月	社長執行役員兼最高執行責任者
2022年 6 月	代表取締役社長執行役員兼最高執行責任者
2023年 4 月	代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者 (現任)

期待する知識・経験

- ・企業経営
- ・マーケティング
- ・技術・イノベーション
- ・ヒューマンリソース・マネジメント
- ・法務・リスク管理

取締役候補者とした理由

これまでマーケティング部門、子会社経営を通じてプリンター事業を牽引してきた豊富な知識と経験を有しており、2020年度に当社執行役員兼株式会社沖データの社長に就任し、また2022年度からは代表取締役社長執行役員兼最高執行責任者、また2023年度からは最高経営責任者として当社経営を担っております。引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

てら もと てい じ
寺 本 禎 治

取締役在任年数	▶	2年 (本総会終結時)
取締役会出席状況 (当期)	▶	14回中14回 (100%)
所有する当社株式の数	▶	普通株式 6,300株



(1962年6月10日生)

再 任

期待する知識・経験

- ・マーケティング
- ・ヒューマンリソース・マネジメント
- ・グローバル
- ・財務・会計
- ・法務・リスク管理

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	株式会社富士銀行入行
2013年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ兼株式会社みずほ銀行執行役員投資銀行業務部長
2014年 4 月	株式会社みずほ銀行執行役員国際ユニット長付審議役
2015年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ兼株式会社みずほ銀行常務執行役員欧州地域本部部長
2017年 4 月	同社常務執行役員兼株式会社みずほ銀行常務執行役員グローバルコーポレート部門長
2018年 4 月	同社兼株式会社みずほ銀行専務執行役員米州地域本部部長
2021年 7 月	当社常務執行役員統合営業本部副本部長兼コンポーネント&プラットフォーム事業本部副本部長
2022年 4 月	常務執行役員統合営業本部長、コンポーネント&プラットフォーム事業本部副本部長兼ビジネスコラボレーション推進本部長
2023年 4 月	専務執行役員
2023年 6 月	取締役専務執行役員
2024年 4 月	代表取締役副社長執行役員 (現任)、 コンプライアンス責任者 (現任)、財務責任者 (現任)、 人事責任者 (現任)、内部統制統括

取締役候補者とした理由

前職のみずほフィナンシャルグループにおいて国内外での豊富なビジネス経験を積み、当社が志向するグローバル事業およびガバナンスに広く精通し、広い見識を有しております。2023年度からは専務執行役員、営業部門・海外部門の担当役員として、また2023年6月には取締役役に就任し、2024年度からは代表取締役副社長執行役員として、経営の中枢を担っております。引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

かた ぎり ゆう いち ろう

片桐 勇一郎

取締役在任年数

1年(本総会終結時)

取締役会出席状況(当期)

11回中11回(100%)

所有する当社株式の数

普通株式 6,200株



(1961年8月9日生)

再任

期待する知識・経験

- ・マーケティング
- ・技術・イノベーション
- ・法務・リスク管理
- ・製造・SCM

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社
2000年 4 月 システムソリューションカンパニー交通システム事業部 S E 部長
2008年 4 月 情報通信グループ 情報システム事業グループ
システムソリューションカンパニー
官公ソリューション本部事業推進部長
2011年 4 月 社会システム事業本部交通・防災システム事業部長
2015年 4 月 執行役員、社会システム事業本部副本部長
兼次世代社会インフラ事業推進室長
2020年 4 月 上席執行役員、ソリューションシステム事業本部副本部長
2022年 4 月 常務執行役員、ソリューションシステム事業本部本部長
2023年 4 月 常務執行役員、品質責任者(現任)、環境責任者(現任)、
建設業業務執行責任者(現任)
株式会社OKIソフトウェア 代表取締役社長(現任)
2024年 4 月 専務執行役員
クロスインダストリー事業推進センター長
2024年 6 月 取締役専務執行役員(現任)
2025年 4 月 情報責任者(現任)

取締役候補者とした理由

これまで社会インフラ・情報通信事業部門、ソフトウェア部門、子会社経営等、豊富な知識と経験を有しており、2024年度からは取締役専務執行役員として経営の中枢を担っております。引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

かとう よういち
加藤 洋一

取締役在任年数

一年 (本総会終結時)

取締役会出席状況 (当期)

一回中一回 (一%)

所有する当社株式の数

普通株式1,700株



(1963年2月12日生)

新 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社入社
2012年 4 月 社会システム事業本部ディフェンスシステム事業部技術第一部長
2015年 4 月 社会システム事業本部ディフェンスシステム事業部 S E 第一部長
2016年 4 月 情報通信事業本部ディフェンスシステム事業部長
2021年 4 月 執行役員ソリューションシステム事業本部特機システム事業部長
2022年 4 月 執行役員ソリューションシステム事業本部副本部長兼特機システム事業部長
2023年 4 月 上席執行役員特機システム事業部長
2025年 4 月 常務執行役員 (現任)、技術責任者 (現任)、技術本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

これまで特機システム事業を牽引してきた経験と見識を有しております。2021年度に執行役員に就任し、また2023年度からは上席執行役員として経営の中核を担っており、取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としてしました。

期待する知識・経験

- ・技術・イノベーション
- ・製造・SCM

候補者
番号

5

さい とう たもつ

齋 藤 保

取締役在任年数	7年 (本総会終結時)
取締役会出席状況 (当期)	14回中14回 (100%)
所有する当社株式の数	普通株式 7,800株



(1952年7月13日生)

再 任

社 外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4 月	石川島播磨重工業株式会社 (現株式会社IHI) 入社
2006年 6 月	同社執行役員航空宇宙事業本部副本部長
2008年 4 月	同社取締役執行役員航空宇宙事業本部長
2011年 4 月	同社代表取締役副社長
2012年 4 月	同社代表取締役社長
2016年 4 月	同社代表取締役会長
2017年 6 月	株式会社かんぽ生命保険社外取締役
2018年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2020年 4 月	株式会社IHI取締役
2020年 6 月	同社相談役
2021年 6 月	古河電気工業株式会社社外取締役 (現任)
2022年 6 月	鹿島建設株式会社社外取締役 (現任)
2023年 4 月	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 (現任)
2024年 4 月	株式会社IHI特別顧問 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社IHI特別顧問、古河電気工業株式会社社外取締役、鹿島建設株式会社社外取締役、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長

期待する知識・経験

- ・ 企業経営
- ・ マーケティング
- ・ 技術・イノベーション
- ・ ヒューマンリソース・マネジメント
- ・ グローバル
- ・ 法務・リスク管理
- ・ 製造・SCM

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

長年株式会社IHIの代表取締役を務め、業界のみならず日本のビジネスリーダーとして、製造業に関する豊富な経営経験および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特に製造、開発およびグローバルな経営経験に基づき、取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク管理等の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として適任と判断し、候補者となりました。

候補者
番号

6

かわ しま

川島 いづみ

取締役在任年数

7年(本総会終結時)

取締役会出席状況(当期)

14回中14回(100%)

所有する当社株式の数

普通株式 1,500株



(1955年6月25日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 3 月 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学
1989年 4 月 岐阜経済大学経済学部助教授
1996年 4 月 専修大学法学部教授
2004年 9 月 早稲田大学社会科学総合学術院教授(現任)
2016年 6 月 沖電線株式会社社外取締役
2018年 6 月 当社社外取締役(現任)
2023年 8 月 株式会社TAKARA & COMPANY社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社TAKARA & COMPANY社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

現早稲田大学社会科学総合学術院教授で、商法(特に会社法)、金融商品取引法を専門とし、特に会社法とコーポレートガバナンスに関する学術的専門知識と高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、2021年6月からは当社取締役会議長として取締役会の機能発揮に尽力し、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特に会社法・金融商品取引法等の法律の専門家としての知見に基づき、取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク管理等の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として適任と判断し、候補者となりました。なお、川島いづみ氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

期待する知識・経験

- ・ヒューマンリソース・マネジメント
- ・法務・リスク管理

候補者
番号

7

き がわ まこと
木川 眞

取締役在任年数	6年(本総会終結時)
取締役会出席状況(当期)	14回中14回(100%)
所有する当社株式の数	普通株式 1,400株



(1949年12月31日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4 月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2004年 4 月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）常務取締役
2005年 3 月	同行退社
2005年11月	ヤマトホールディングス株式会社代表取締役常務
2011年 4 月	同社代表取締役社長(兼)社長執行役員
2016年 6 月	株式会社小松製作所社外取締役
2018年 4 月	ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
2018年 6 月	株式会社セブン銀行社外取締役（現任）
2019年 6 月	当社社外取締役（現任）、 ヤマトホールディングス株式会社特別顧問
2020年 4 月	株式会社肥後銀行社外監査役
2021年 6 月	同行社外取締役（現任）
2022年 6 月	株式会社ICMG社外取締役（現任）
2023年 6 月	ヤマトホールディングス株式会社参与

(重要な兼職の状況)

株式会社セブン銀行社外取締役、株式会社肥後銀行社外取締役、株式会社ICMG社外取締役

期待する知識・経験

- ・企業経営
- ・マーケティング
- ・ヒューマンリソース・マネジメント
- ・財務・会計
- ・法務・リスク管理
- ・製造・SCM

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

金融機関での役員経験を経て、ヤマトホールディングス株式会社の代表取締役を10年以上務め、ICTを活用したビジネスモデルの変革を行うなど、ロジスティックス業界を中心とした豊富な経営経験および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特にサプライチェーンマネジメントおよびリスクマネジメントに関する経営経験に基づき、取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク管理等の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として適任と判断し、候補者となりました。

候補者
番号

8

と お や ま り ょ う こ

遠山 亮子

取締役在任年数

一年 (本総会終結時)

取締役会出席状況 (当期)

一回中一回 (一%)

所有する当社株式の数

普通株式 0株



(1965年1月4日生)

新 任

社 外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 3 月 一橋大学大学院商学研究科修士課程修了、商学修士
1997年12月 ミシガン大学経営大学院博士課程修了、Ph.D.
2001年 4 月 北陸先端科学技術大学院大学助教授
2008年 4 月 中央大学大学院戦略経営研究科教授 (現任)
2009年 6 月 エムスリー株式会社監査役
2016年 6 月 同社社外取締役 (監査等委員)
凸版印刷株式会社 (現TOPPANホールディングス株式会社) 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

TOPPANホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

現中央大学大学院戦略経営研究科教授で、経営戦略を専門分野とし、ビジネス全般における学術的専門知識および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあります。以上から、特にマーケティングおよびイノベーションを含むビジネス全般に関する学術的な専門的知見に基づき、取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク管理等の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として適任と判断し、候補者となりました。なお、遠山亮子氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

期待する知識・経験

- ・マーケティング
- ・技術・イノベーション
- ・グローバル

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 斎藤保氏、川島いづみ氏、木川眞氏および遠山亮子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、社外取締役候補者の斎藤保氏、川島いづみ氏および木川眞氏と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は事業報告の会社役員に関する事項に記載のとおりであります。3氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者の遠山亮子氏の選任が承認された場合は、同契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、すべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しておりますが、その内容の概要は事業報告の会社役員に関する事項に記載のとおりであります。当社は同契約を継続・更新する予定であり、各候補者の選任が承認され、取締役に就任した場合は、各候補者が同契約の被保険者となります。
 5. 斎藤保氏が特別顧問を務めている株式会社IHIおよび理事長を務めている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と当社との間には、双方からみて売上の1%未満の取引があります。
 6. 斎藤保氏は、2008年4月より2020年6月まで株式会社IHIの取締役を務めておりましたが、その在任中に同社の民間航空機エンジン整備事業において不適切な検査が行われていたことが判明しております。これに対し、同社は2019年3月に経済産業省より、航空機製造事業法に基づいて認可を受けた修理方法にて修理をするよう命令を受け、同年4月に国土交通省より、航空法に基づく業務改善命令を受けております。なお、同社の子会社である株式会社IHI原動機（以下、IHI原動機）において、同社が製造する船舶用エンジンおよび陸上用エンジンの試運転記録に不適切な修正が行われていたことが判明し、2024年4月に公表しております。特別調査委員会による調査結果を踏まえ、再発防止策を含む最終報告書を作成し、同年10月に公表しております。IHI原動機における不適切行為を受けて、同様の事案の有無について調査を進める中で、同じく同社の子会社である新潟トランス株式会社が生産するロータリ式道路用除雪車の除雪性能試験で不適切な行為が判明し、2024年7月に公表しております。本件の発覚以降、事実関係および原因究明の調査を進め、その結果を踏まえて再発防止策を策定しております。また、2025年3月には、公正取引委員会より、同社の子会社であるIHI運搬機械株式会社の機械式駐車装置事業において、独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。IHI運搬機械株式会社は、公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告し、これが認められたことから、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。また、同氏が2017年6月から2023年6月まで社外取締役に就任していた株式会社かんぽ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令遵守の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしておりました。
 7. 斎藤保氏、川島いづみ氏および木川眞氏は現に東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。3氏の再任が承認された場合は、継続して独立役員として届け出る予定であります。また社外取締役候補者遠山亮子氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。当社独立性基準につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。（<https://www.oki.com/jp/ir/corporate/governance/officers.html>）

【ご参考】第2号議案ご承認後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

当社は、当社取締役会がその役割・責務を適切に果たすために、当社の経営理念、ビジョンおよび経営計画等に照らして、各取締役が期待される知識・経験を活かした能力を発揮することにより、取締役会全体として必要なスキルが充足されるものと考えております。

当社が特にスキルの発揮を期待している分野は以下のとおりです。

- ・事業の収益力を向上させガバナンス体制を強化する、経営戦略・経営管理・事業戦略等の「企業経営」
- ・顧客との共創によりエコシステムの構築を推進する「マーケティング」
- ・事業の更なる発展・成長に向けて新規事業を創出する「技術・イノベーション」
- ・持続的成長に必要な人材を確保し能力開発をすることで、従業員がやりがいを感じ、能力を発揮できる「ヒューマンリソース・マネジメント」
- ・成長機会の確保に必要な不可欠なグローバル展開を行う「グローバル」
- ・経営活動・事業活動に係る意思決定のベースとなる「財務・会計」および「法務・リスク管理」
- ・当社の強みであるモノづくり、競争力を強化する上で重要な経営基盤の一つとなる「製造・SCM」

		企業経営	マーケティング	技術・イノベーション	ヒューマンリソース・マネジメント	グローバル	財務・会計	法務・リスク管理	製造・SCM
社内	森 孝廣（男性）	●	●	●	●			●	
	寺本 禎治（男性）		●		●	●	●	●	
	片桐 勇一郎（男性）		●	●				●	●
	加藤 洋一（男性）			●					●
社外	斎藤 保（男性）	○	○	○	○	○		○	○
	川島 いづみ（女性）				○			○	
	木川 眞（男性）	○	○		○		○	○	○
	遠山 亮子（女性）		○	○		○			

上記一覧は各人が保有する知識や経験のすべてを表すものではありません。

●OKIグループにおける業務執行の経験より獲得している取締役として必要なスキル（最大5つ）

○当社が特に期待している社外での経験や専門的知識

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役横田俊之氏および監査役津田良洋氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

(ご参考)

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位	取締役会への 出席状況(当期)	監査役会への 出席状況(当期)	監査役 在任年数 (本総会終結時)
1	 いのうえ はじめ 井上 肇	新任 理事	－％ (－回／－回)	－％ (－回／－回)	一年
2	 つだ よしひろ 津田 良洋	再任 社外 独立役員 独立社外監査役	100％ (14回／14回)	100％ (17回／17回)	4年

引き続き在任となる監査役

氏名	現在の当社における 地位	取締役会への 出席状況(当期)	監査役会への 出席状況(当期)	監査役 在任年数 (本総会終結時)
 ふせ まさし 布施 雅嗣	常勤監査役	100％ (14回／14回)	100％ (17回／17回)	2年
 おだ やす ゆき 小田 康之	社外 独立役員 独立社外監査役	100％ (11回／11回)	100％ (11回／11回)	1年
 にい のみ ひろし 新家 寛	社外 社外監査役	100％ (11回／11回)	100％ (11回／11回)	1年

候補者
番号

1

いのうえはじめ

井上 肇

監査役在任年数

一年（本総会終結時）

取締役会出席状況（当期）

一回中一回（－％）

監査役会出席状況（当期）

一回中一回（－％）

所有する当社株式の数

普通株式 1,400株



（1964年1月29日生）

新任

略歴、地位および重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
2002年 4 月 ネットワークシステムカンパニーネットワーク S E 本部 V o I P
S E 第一部長
2015年 4 月 通信システム事業本部スマートコミュニケーション事業部長
2016年 4 月 情報通信事業本部プラットフォーム開発センター長
2017年 4 月 情報通信事業本部 I o T プラットフォーム事業部長
2019年10月 情報通信事業本部ネットワークシステム事業部長
2022年 4 月 執行役員ソリューションシステム事業本部副本部長兼社会インフラソ
リューション事業部長
2023年 4 月 執行役員社会インフラソリューション事業部長
2025年 4 月 理事（現任）

監査役候補者とした理由

当社の通信システム事業部門、および社会インフラ事業部門の事業部長として、事業基盤の強化に力を発揮しました。その豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役の職務の執行を監査する役割を果たせるものと期待できるため、監査役として適任と判断し、監査役候補者となりました。

候補者
番号

2

つ だ よ し ひ ろ
津 田 良 洋

監査役在任年数	▶ 4年(本総会終結時)
取締役会出席状況(当期)	▶ 14回中14回(100%)
監査役会出席状況(当期)	▶ 17回中17回(100%)
所有する当社株式の数	▶ 普通株式 0株



(1962年7月25日生)

再 任

社 外

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年 3 月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社
1988年 3 月 公認会計士登録
1993年 7 月 米国デロイト&トウシュ デロイト事務所
1998年 6 月 監査法人トーマツ 社員(現パートナー)
2002年 9 月 英国デロイト&トウシュ ロンドン事務所
2007年 6 月 監査法人トーマツ 代表社員
2019年 7 月 有限責任監査法人トーマツ 退任
2019年 8 月 津田良洋公認会計士事務所長
2019年 9 月 株式会社沖データ社外監査役
2020年 2 月 トライベック・ストラテジー株式会社(現トライベック株式会社)常勤監査役(現任)
2021年 6 月 株式会社プロネクサス社外監査役(現任)
当社社外監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

トライベック株式会社常勤監査役、株式会社プロネクサス社外監査役

社外監査役候補者とした理由

公認会計士として、長年に亘り各種業界のグローバルを含めた会計監査に携わってきた。その豊富な経験、知識および高い倫理観を活かし、グローバルな視点から当社の経営に対し、客観的、中立的な監査を行えると判断したため、社外監査役候補者とした。なお、津田良洋氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 津田良洋氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、社外監査役候補者の津田良洋氏と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は事業報告の会社役員に関する事項に記載のとおりであります。同氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。また、監査役候補者の井上肇氏の選任が承認された場合は、同契約を締結する予定であります。
4. 当社は、すべての監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しておりますが、その内容の概要は事業報告の会社役員に関する事項に記載のとおりであります。当社は同契約を継続・更新する予定であり、各候補者の選任が承認され、監査役に就任した場合は、各候補者が同契約の被保険者となります。
5. 津田良洋氏は、現に東京証券取引所の定めに基づく独立役員ではありますが、同氏の再任が承認された場合は、継続して独立役員として届け出る予定であります。
6. 津田良洋氏は、上記経歴から当社の監査に必要な財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

以上

事業報告 (2024年4月1日～2025年3月31日)

1 OKIグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
4,525億円	186億円	168億円	125億円

日本経済は、雇用および所得環境の改善のもと、各種政策の効果によって緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇の継続に加え、米国の通商政策の動向や為替変動など、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような環境下、社会インフラを止めず、その維持に貢献する企業として、「安心・便利な社会インフラ」「働きがいと生産性向上」「地球環境の保全」の3つの貢献分野で社会課題の解決につながる価値を提供していくことが、創業150年を迎える2031年に向けたOKIのありたい姿です。このありたい姿の実現に向け、昨年度から中期経営計画2025（中計2025）をスタートさせました。中計2025の2年目となる今年度は、カルチャー改革とスタイルチェンジを加速させ、成長への舵切りを更に進めています。

当期の業況は、パブリックソリューション事業、エンタープライズソリューション事業、コンポーネントプロダクツ事業が堅調に推移し、EMS事業の需要低迷によるマイナスをカバーした結果、売上高は4,525億円（前期比306億円、7.3%増加）となりました。

利益面につきましては、人件費や成長投資による固定費の増加があったものの、増収によるプラス影響により、営業利益は186億円（同1億円、0.3%減少）となりました。経常利益は為替差損益の悪化等により、168億円（同15億円、8.1%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は125億円（同131億円、51.3%減少）となりました。

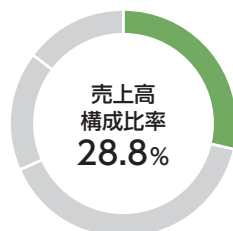
また、当社の個別業績につきましては、売上高は3,206億円、営業利益は81億円、経常利益は145億円、当期純利益は137億円となりました。

▶ 主要な事業別の状況

パブリックソリューション事業

事業内容

主に道路関連システム、航空関連システム、消防・防災関連システム、官公庁向けシステム、防衛関連システム、航空機器、通信キャリア向け通信機器などの製品の製造・販売、システムの構築・ソリューションの提供及びその他サービス



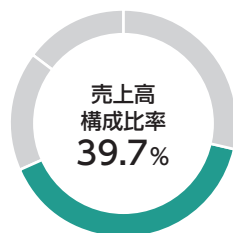
単位：億円	2023年度 (参考:前期)	2024年度 (当期)	増減率
売上高	940	1,305	38.9%
営業利益	44	141	217.2%

■ 社会インフラ・特機システムともに伸長（売上1.4倍、営業利益率2倍）

エンタープライズソリューション事業

事業内容

主にATM、現金処理機、営業店端末、予約発券端末、チェックイン端末、外貨両替機、ATM監視・運用サービス、金融営業店システム、事務集中システム、予約発券システムなどの製品の製造・販売、工事・保守及びその他サービス



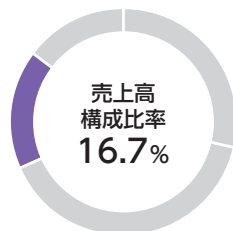
単位：億円	2023年度 (参考:前期)	2024年度 (当期)	増減率
売上高	1,801	1,798	△0.2%
営業利益	220	131	△40.3%
営業利益 (一過性要因除く)	179	170	△4.6%

■ 前年からの新紙幣対応案件等により、売上並びに一過性要因を除いた実質的な事業収益とも引き続き高水準

コンポーネントプロダクツ事業

事業内容

主にエッジデバイス（IoT）、センサーネットワーク、PBX、ビジネスホン、コンタクトセンター、クラウドサービス、LEDプリンターなどの製品の製造・販売及びその他サービス



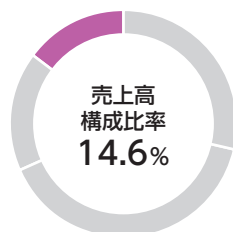
単位：億円	2023年度 (参考:前期)	2024年度 (当期)	増減率
売上高	734	758	3.2%
営業利益	6	29	417.9%

■ 利益重視のマネジメントにより
前年対比営業利益を改善

EMS事業

事業内容

主に設計・生産受託サービス、プリント配線板、ケーブル・電極線、エンジニアリングなどの製品の製造・販売及びその他サービス



単位：億円	2023年度 (参考:前期)	2024年度 (当期)	増減率
売上高	739	659	△10.8%
営業利益	11	△8	—

■ 半導体市場やFA・ロボット市場
の低迷長期化により2期連続減
収減益



2025年3月期決算情報の詳細は、当社ウェブサイト掲載の決算資料をご覧ください
<https://www.oki.com/jp/ir/data/presen.html>



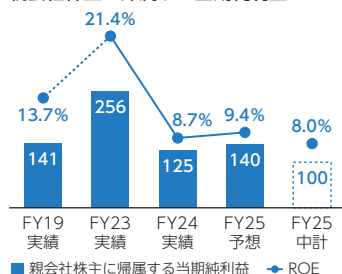
(2) 対処すべき課題

中期経営計画2025は、「成長へ舵を切り、縮小均衡から脱却する」という基本方針のもと、「2019年度水準へ業績を回復し、棄損した財務基盤を回復」することと「2026年度以降の将来事業の創出」をテーマに、2025年度の売上高4,500億円、営業利益180億円、自己資本比率30%という経営目標を立てました。「成長への舵切り1st Stage」として掲げた施策をやり切ったこの目標を達成し、創業150周年となる2031年をターゲットに将来事業を拡大する「成長への舵切り2nd Stage」(2026年度～)へとつなげます。

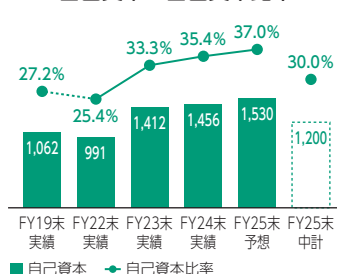
1) 中期経営計画2025経営目標の状況

2024年度は、売上高・営業利益が2019年度水準まで回復し、財務基盤も着実に回復しています。2025年度は、中期経営計画2025で掲げた当期純利益目標100億円に対して140億円、ROE目標8%に対して9.4%、自己資本比率目標30%に対して37%、ネットD/Eレシオ目標0.7倍に対して0.5倍と、いずれも目標を上回る水準を目指しています。

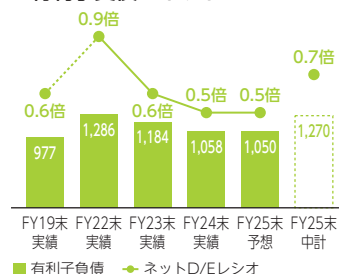
(単位：億円)
親会社株主に帰属する当期純利益・ROE



自己資本・自己資本比率



有利子負債・ネットD/Eレシオ



2)事業戦略の状況

【成長事業】

◇パブリックソリューション

成長事業として堅調に推移しています。

社会インフラソリューションは、消防・防災・道路市場への対応強化継続とともに、キャリア向けプロダクツの自営ネットワーク市場への展開などに取り組んでいます。

特機システムは、防衛力整備需要拡大を追い風に、技術開発・生産能力増強、海外展開強化に取り組んでいます。

◇EMS

半導体市場やFA・ロボット市場の低迷長期化による減収減益を踏まえ、2025年度は収益力回復に注力します。さらに次期中期経営計画に向けて戦略を再検討します。

【安定化事業】

◇エンタープライズソリューション

2023年度・2024年度の新紙幣対応案件終了後も、国内金融市場における更改需要は継続し、市場機会の獲得にも取り組んでいます。さらに、ベトナム・アジア市場におけるビジネス拡大、ベトナムへの生産移管によるコストダウンに取り組んでいます。規模・収益ともに安定化のうえ、次期中期経営計画では「安定化事業」からの脱却を目指します。

◇コンポーネントプロダクツ

エトリア社参画をテコに構造改革の推進に目途をたて、その効果を実現し、中長期での安定収益化を目指します。

【将来事業創出】

- ・CFBは、フォトリソ、パワー半導体の2026年度量産化に向け、2025年度での準備完了に取り組んでいます。
- ・グローバルでは、シリコンバレーを拠点にオープンイノベーション活動に取り組むとともに、共創ファンドを活用しながら、グローバルサウス地域での社会課題解決を目指し、スタートアップ企業との連携を加速します。

3) OKIグループのサステナビリティの取り組み

■ 環境

環境貢献商品の拡大と創出

OKIグループは気候変動への対応を含む環境貢献商品の拡大と創出に向け、社内における環境と事業の融合を進めています。環境貢献商品は、環境負荷の低減や被害の軽減などについて、直接・間接に貢献するものと定義し、売上高の算出にあたっては、外部情勢を踏まえ定義の見直しを行うなど、一貫性や網羅性の向上を図っています。

環境課題の解決に直接貢献する商品の一例にゼロエナジーIoTシリーズがあり、その拡大を推進しています。日本の社会インフラ構造物は老朽化が進み、その補修・修繕が喫緊の課題となる中、維持・管理コスト削減のためのソリューションが求められています。ゼロエナジーIoTシリーズは、ソーラー発電による無電源環境で、水位センサーや高感度カメラなどのデータ伝送による遠隔監視を実現しています。独自の無線技術で近隣のセンサーデータを収集・蓄積し、まとめて伝送することで無線伝送も省電力化しています。「製品自体の省電力化」と「気候変動への適応策の提供」の両面から環境課題の解決に貢献しています。



無線加速度
センサーユニット

電池駆動

加速度

傾斜角

固有振動数



インフラモニタリングソリューション
防災ソリューション

LTE

ゼロエナジー
ゲートウェイ

ソーラー発電

超音波水位計

水圧式水位計

高感度カメラ

各種センサー

■ 社会

社員の成長機会創出および多様な人材が働きやすい制度拡充

OKIグループは、人材を最も重要な経営資本と位置付けており、特に若手・中堅社員には、自らの意思で成長の場を獲得できる機会を増やしています。2024年度は、国内の社会課題解決型プロジェクトへの参画や、開発途上国の課題や支援活動に直接触れる機会、さらには、OKIグループ海外拠点のポストに「グローバルチャレンジ」と称して意欲のある社員が手を挙げて挑戦できる機会を提供しました。社員の自律的キャリア形成を積極的に支援することで、社員の成長が加速されと考えています。また、経営人材の育成においては、発掘・トレーニング・抜擢と仕事での挑戦を体系化した仕組みの強化を順次図っています。

また一方で、多様な人材が前向きに活躍できる環境の整備の一環として、2024年度は、育休取得者が担当する業務が育休期間中にも円滑に行われるよう支援した社員を対象に、最大10万円を分配して支給する「育休サポート報奨金制度」を新設しました。長期的な育休取得の後押し、周りの社員にとって協力しやすい環境を作ること、制度利用者からは産休や育休を取得しやすくなるとの声があがっています。また、不妊治療補助金、育児家事補助金、ベビーシッター割引券などの施策も導入しています。子育てをする社員だけでなく、サポートする周りの社員も含めて会社は支援していきます。



OKIグループのサステナビリティの取り組みの詳細は、当社ウェブサイト、OKIレポート2024をご覧ください

サステナビリティ

➤ <https://www.oki.com/jp/sustainability/>



OKIレポート2024

➤ <https://www.oki.com/jp/sustainability/report/index.html>



(3) 財産および損益の状況の推移

当期ならびに過去3期の財産および損益の推移は次のとおりです。

	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (当期：2024年度)
売上高 (億円)	3,521	3,691	4,219	4,525
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,065	△2,800	25,649	12,479
1株当たり当期純利益 (円)	23.85	△32.33	295.93	143.93
総資産 (億円)	3,692	3,904	4,234	4,110
純資産 (億円)	1,076	993	1,413	1,457
1株当たり純資産 (円)	1,240.62	1,143.96	1,628.78	1,679.42

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数（加重平均）に基づき、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しています。ただし、自己株式数を控除して算出しています。

(4) 設備投資・研究開発費の状況

当期の設備投資は合計115億円、研究開発費は合計110億円であります。
セグメント別には下記のとおりでありました。

セグメント	設備投資額（億円） （ ）内は研究開発費額(億円)		主な設備投資内容
パブリック ソリューション	18	(26)	社会インフラ、ネットワークシステム等の分野、防衛事業（海上、航空）に加え、海洋ビジネス分野において新製品対応のための設計・製造設備、工場建物付帯設備の更新など
エンタープライズ ソリューション	38	(22)	労働力不足とアフターコロナにおける業務効率化、非接触・非対面などの社会課題解決を実現するソリューション並びに自動化新商品・モジュールの開発など
コンポーネント プロダクト	21	(20)	製品・サービスの安定供給を実現するための設備更新と共に、事業成長のためのエッジ領域の新商品創出、既存商品の競争力強化への投資など
E M S	26	(3)	モノづくり総合サービス強化に向けた最新設備への更新および労働力不足解決、生産性改善を目的とした生産設備の自動化、IT化投資など
その他・全社（共通）	11	(40)	
合 計	115	(110)	

(5) 資金調達の状況

事業活動に必要な運転資金および設備投資資金については、自己資金または借入金等により充当することとしております。

主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持しており、事業活動に必要な運転資金、設備投資等の資金の調達に関しては問題なく実施可能と認識しております。

現在保有している手元現預金に加え、コミットメントラインも保有しており十分な流動性を確保しております。

OKIグループは財務規律を重視し、成長に必要な投資に重点をおいて実行してまいります。

(6) 主要な事業所および重要な子会社の状況

①当社

- 本社 東京都港区
- 支社 北海道支社（北海道札幌市）、東北支社（宮城県仙台市）、北関東・北信越支社（群馬県高崎市）
中部支社（愛知県名古屋市）、関西支社（大阪府大阪市）、中国支社（広島県広島市）
四国支社（香川県高松市）、九州支社（福岡県福岡市）
- 事業場等 OKI芝浦オフィス（東京都港区）、OKI蕨システムセンター（埼玉県蕨市）、高崎事業所（群馬県高崎市）
本庄工場（埼玉県本庄市）、富岡工場（群馬県富岡市）、沼津工場（静岡県沼津市）
西横手工場（群馬県高崎市）、小峰工場（東京都あきる野市）、OKI関西テクノロジーリサーチセンター（大阪府大阪市）

②子会社

会社名	資本金	当社の出資 比率（%）	本社 所在地	主要な事業内容
OKIクロステック(株)	2,001(百万円)	100	東京都中央区	電気・電機通信・消防施設他設備工事・ 設計・施工・保守、情報通信機器・シス テム保守・運用・技術サポート及び関連 する機器・サプライ商品の販売
OKIサーキット テクノロジー(株)	480(百万円)	100	山形県鶴岡市	プリント配線基板、電子装置及び電 子部品の開発、設計、製造及び販売
(株)OKIソフトウェア	400(百万円)	100	埼玉県蕨市	ソフトウェア/組込ソフトウェア開発・設 計・製造・保守、システム構築サービス、 SI/ソリューションサービス、コンサルティ ング、アウトソーシング、情報機器販売
OKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	420(百万バーツ)	100	タイ国	プリンター及び複合機の製造
OKI EUROPE LTD.	141(百万ユーロ)	100	英国	全欧州、中近東、アフリカ向けプリ ンター、複合機の販売、サービス

③主要な提携先

- 1) 主要な技術提携先
International Business Machines Corporation（米国）、キヤノン株式会社
- 2) 主要な事業提携先
Hewlett-Packard Company（米国）、シスコシステムズ合同会社

(7) 従業員の状況

①セグメント別従業員の状況

セグメント	従業員数（人）	
	OKIグループ	当社
パブリックソリューション	3,257	1,804
エンタープライズソリューション	4,851	1,285
コンポーネントプロダクト	2,619	870
EMS	2,149	133
その他	592	82
全社（共通）	438	438
合計	13,906	4,612

②当社の従業員の状況

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
4,612（前期末比36人減）	44.2	19.1	7,810,663

(8) 主要な借入先の状況

OKIグループの主要な借入先は次のとおりであります。

借入先	借入額（億円）
株式会社みずほ銀行	247
株式会社三井住友銀行	179
みずほ信託銀行株式会社	71
農林中央金庫	42
株式会社りそな銀行	39

(9) その他OKIグループの現況に関する重要な事項

当社の中国における連結子会社である沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）は、深セン市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業」）に対して未回収となっている売上債権1,115,463千人民元（当期末での円換算額22,967百万円）及び損害賠償金の支払を求め、2015年10月10日に仲裁手続き（以下、「A事件」）を華南国際経済貿易仲裁委員会に申し立てを行いました。さらにOBSZは怡化実業の親会社である深セン怡化電腦股份有限公司（以下、「怡化電腦」）等を被告とし、上記債権の支払いを滞留している怡化実業に対する連帯弁済責任を求めた法人格混同訴訟を広東省高級人民法院へ提訴（以下、「B事件」）し、資産保全を申請しました。

その後、A事件に関して、2020年12月16日に華南国際経済貿易仲裁委員会より怡化実業はOBSZへ未払の商品代金1,096,866千人民元（当期末での円換算額22,584百万円）の他、遅延利息及び弁護士費用等を支払うべき旨の裁定が下り、仲裁は確定しております。さらに、B事件に関して、2021年12月23日に広東省高級人民法院より、怡化電腦等は怡化実業のOBSZへの支払い義務に対し連帯弁済責任を負う旨の判決が下りました。これを受けて、怡化電腦等は2022年1月5日に最高人民法院に対してB事件の上訴をしましたが、2023年6月1日に最高人民法院より、広東省高級人民法院（原審）の判決を支持し怡化電腦等の上訴を棄却する判決が下りました。OKIグループは、この裁定額的全額回収に向けて全力で取り組んでおります。

(10) コーポレート・ガバナンスに関する事項

①基本的な考え方

OKIグループは、「『進取の精神』をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人の快適で豊かな生活の実現に貢献する」との企業理念の下、多様なステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが経営の最重要課題であるとの認識に立ち、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」を基本方針として、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

②コーポレート・ガバナンス体制

1) 体制の概要

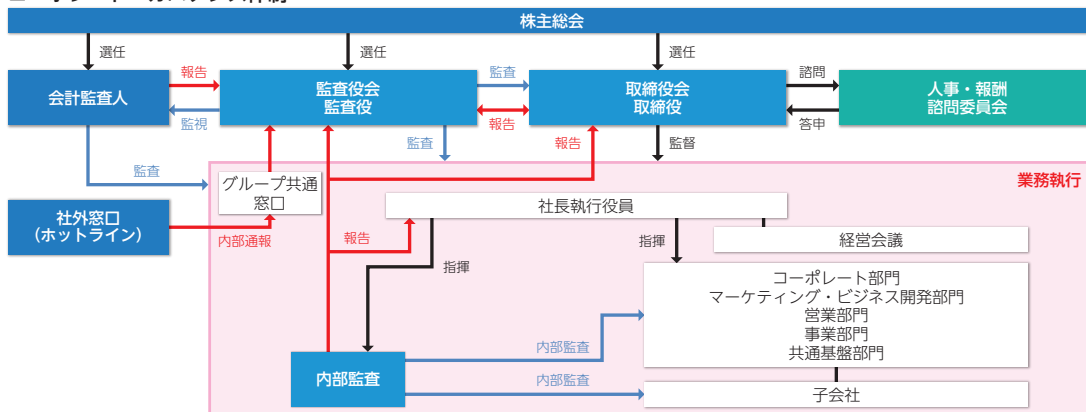
当社は監査役会設置会社として取締役会および監査役会を設置するとともに、執行役員制度を導入し、業務執行と監督の分離による「意思決定プロセスの迅速化」を図っております。また、独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うため、複数の社外取締役を招聘し、人事・報酬に関わる任意の委員会を設置するなど、「経営の公正性・透明性の向上」に努めております。さらに監査役、監査役会による監査に加え、リスク管理委員会の設置などにより、「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」に取り組んでおります。

当期（2024年度）は、社外取締役4名を含む取締役8名（うち女性取締役1名）、社外監査役3名を含む監査役5名、取締役を兼務しない執行役員13名の体制により経営にあたっております。また、社外取締役および社外監査役は、経営陣から独立した中立性を保った独立役員であります。なお、新家寛氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれ無く、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出は行っておりません。また、元代表取締役社長等による相談役・顧問等の制度はございません。

2) 現行体制を選択している理由

当社は、①業務執行と監督を分離し、複数の社外取締役の積極的な関与などにより取締役会の監督機能を強化すること、②経営から独立し、強力な調査権限を有する監査役による客観的な監査を行うこと、③任意の人事・報酬諮問委員会を設置すること、などの工夫を行うことにより、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」が着実に実現できると判断しております。引き続き、ステークホルダーの皆様に対する責務を認識し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制



③株主総会

当社の株主総会は、取締役会設置会社として、法令・定款に定める事項を決議いたします。法令の定めに基づき取締役会に授權している事項等は次のとおりであります。なお、中間配当以外の配当は株主総会において決定する定めとなっております。

1) 自己の株式の取得の決定機関

機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2) 中間配当の決定機関

株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

3) 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

④取締役会

1) 職務・構成・運営等

当期の取締役会は8名の取締役で構成され、原則として月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、法令・定款に基づき、経営の基本方針など重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。

取締役会の機能を確保するために、取締役候補者の選定に際しては株主総会参考書類のスキル・マトリックスに基づいた専門分野、職務経験および性別などの多様性に配慮するとともに、社内・業務執行取締役と独立性の高い社外取締役のバランスが概ね半々程度が適切であると考え、4名を独立社外取締役（うち女性取締役1名）とし、経営の公正性・透明性の向上を図っております。

取締役会の議長は互選により選出しておりますが、当期は独立社外取締役が務めました。

当期に開催された取締役会は臨時取締役会を含め14回であり、毎回全員が出席しております。なお、社外取締役および社外監査役のその出席率は事業報告の社外役員に関する事項のとおりととなっております。社外役員に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の開催前に資料を配布し、取締役会事務局等より事前説明が行われております。

当期の取締役会におきましては、「中期経営計画2025」の進捗確認に注力し、オフサイトミーティングの場も利用して定期的に各担当部門から現状を直接報告し、それに基づき取締役会で活発な議論が継続して行われました。さらにコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、株主との対話（SR実施計画・SR実施結果）、統合報告書「OKIレポート」2024年度版の発行、取締役会実効性評価、ROIC等の収益管理についても継続して議論を深めております。

2) 取締役に関する事項

i. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

ii. 取締役の選任決議の要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票を行わない旨を定款に定めております。

iii. 任期

取締役の任期は、事業年度ごとの経営責任をより明確にするため、1年とする旨を定款に定めております。

⑤人事・報酬諮問委員会

当社は、取締役の選解任および役員報酬の決定に関わるプロセスの透明性と判断の客観性を確保するため、任意の委員会として人事・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会では、必要に応じて適宜開催し、取締役会での決議に先立ち、取締役・執行役員等の選解任および報酬制度・水準などについて諮問を受け、客観的な視点から審議のうえ、取締役会に答申を行います。また監査役候補者の人事については、委員会としての意見を監査役に伝えております。当期の同委員会は、4名の社外取締役および1名の非業務執行社内取締役で構成され、委員長は取締役会の決議により独立社外取締役が務めました。当期は同委員会を12回開催いたしました。

当期は、「中期経営計画2025」達成に向けての執行体制の検討、また継続的な企業価値向上のため、業績向上へのインセンティブとして十分に機能させるための役員報酬制度の審議、さらに長期課題である後継者（経営人材）育成計画の検討などを中心に審議を行い、取締役会に答申をしております。

⑥役員の選解任

当社は、取締役候補者、監査役候補者、執行役員の指名・選任を行うにあたり、法律上の適格性を満たしていることと、以下の事項をあわせて総合的に判断しております。

- 人格、見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、遵法精神に富んでいること
- OKIグループの企業理念の実現と、持続的な企業価値向上に向けて職務を遂行できること
- 就任期間の長さ
- 監査役については、必要な財務・会計・法務に関する知識を有すること
- 社外役員については当社独立性基準

取締役、監査役、執行役員の解任案提出の基準は、法令および定款に違反する行為またはそのおそれのある行為があった場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合とし、発生後直ちに人事・報酬諮問委員会に審議し、取締役会に提案いたします。

⑦当社が保有する株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1) 政策保有に関する方針

当社は、当社および株式発行会社の中長期的な企業価値向上その他の事情を総合的に検証し、政策保有株式を段階的に縮減しています。2022年度末には純資産の約30％を保有していましたが、2024年度末には約24％まで縮減しました。中期経営計画2025の最終年度にあたる2025年度末には純資産比率20％以下※を見込んでいます。

※プリンタ開発生産機能のエトリア社参画に伴う株式取得を除く

2) 政策保有株式にかかる検証の内容

保有する政策保有株式について、毎年取締役会で検証しています。個別の銘柄毎に、定量的、定性的要因を考慮し総合的に保有の適否を判断しています。

3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

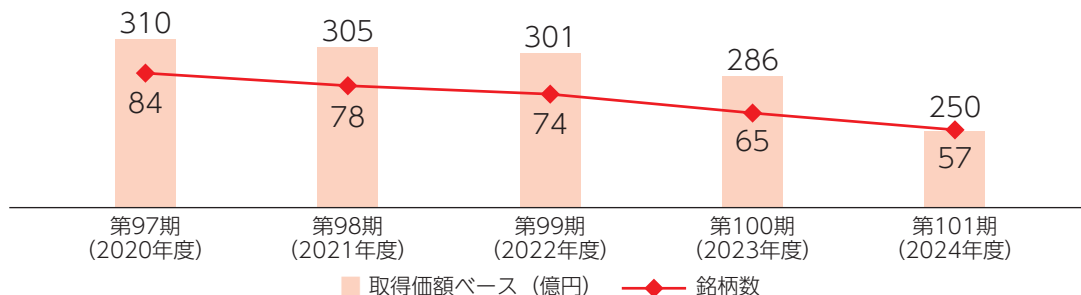
政策保有株式の議決権行使に当たっては、以下のように議案を類型化し、行使基準を設けて判断および行使をしています。

- 役員選任議案の場合には、総数、独立役員の比率等
- 役員報酬議案の場合には、業績、資産状況等
- 剰余金処分議案の場合には、業績、内部留保の状況等
- 買収防衛策、M&A、第三者割当増資の議案については特に慎重に検討する。

4) 当社が純投資目的以外で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (当期:2024年度)
銘柄数	59	52	50	45	45
非上場株式	59	52	50	45	45
銘柄数 (銘柄)	25	26	24	20	12
非上場株式 以外の株式	25	26	24	20	12
合計	84	78	74	65	57
貸借対照表計 上額の合計額	63	62	62	62	57
非上場株式	63	62	62	62	57
非上場株式 以外の株式	292	253	250	349	299
(億円)	292	253	250	349	299
合計	355	315	312	410	356
純資産比率(%)	32	29	31	29	24

(ご参考) 政策保有株式の推移（取得価額ベース）



2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 87,217,602株（自己株式507,427株含む）
 (3) 株主数 63,184名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,385,000	15.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,999,700	5.77
沖電気グループ従業員持株会	2,149,961	2.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,778,804	2.05
B N Y M A S A G T / C L T S 1 0 P E R C E N T	1,721,400	1.99
株式会社みずほ銀行	1,419,648	1.64
明治安田生命保険相互会社	1,400,097	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,273,637	1.47
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	1,211,893	1.40
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,167,883	1.35

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①新株予約権の数

540個

②目的となる株式の種類および数

普通株式54,000株（新株予約権1個につき100株）

③当社役員の保有状況

回次（行使価額）	行使期間	取締役 （社外取締役を除く）	
		個数（個）	保有者数（名）
2016年度新株予約権（1円） （2016年8月16日発行）	2016年8月17日から 2041年8月16日まで	91	2
2017年度新株予約権（1円） （2017年8月15日発行）	2017年8月16日から 2042年8月15日まで	104	2
2018年度新株予約権（1円） （2018年8月14日発行）	2018年8月15日から 2043年8月14日まで	104	2
2019年度新株予約権（1円） （2019年8月14日発行）	2019年8月15日から 2044年8月14日まで	104	2
2020年度新株予約権（1円） （2020年8月18日発行）	2020年8月19日から 2045年8月18日まで	137	3

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況 当事業年度は、新株予約権の交付をしていないため、記載事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
鎌上 信也	取締役会長	
○ 森 孝廣	代表取締役社長執行役員	最高経営責任者
○ 寺本 禎治	代表取締役副社長執行役員	コンプライアンス責任者、財務責任者、人事責任者、内部統制統括
○ 片桐 勇一郎	取締役専務執行役員	品質責任者、環境責任者、建設業業務執行責任者、クロスインダストリー事業推進センター長、株式会社OKIソフトウェア代表取締役社長
浅羽 茂	取締役	日本甜菜製糖株式会社 社外取締役
斎藤 保	取締役	株式会社IHI 特別顧問 古河電気工業株式会社 社外取締役 鹿島建設株式会社 社外取締役 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長
川島いづみ	取締役	株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役
木川 眞	取締役	株式会社セブン銀行 社外取締役 株式会社肥後銀行 社外取締役 株式会社ICMG 社外取締役
布施 雅嗣	常勤監査役	
横田 俊之	常勤監査役	
津田 良洋	監査役	トライベック株式会社 常勤監査役 株式会社プロネクス 社外監査役
小田 康之	監査役	社会福祉法人藤倉学園 理事長
新家 寛	監査役	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 執行委員パートナー

(注) 1. ○印は執行役員を兼務しております。

2. 浅羽茂氏、斎藤保氏、川島いづみ氏および木川眞氏は、社外取締役であります。
3. 津田良洋氏、小田康之氏および新家寛氏は、社外監査役であります。
4. 浅羽茂氏、斎藤保氏、川島いづみ氏、木川眞氏、津田良洋氏および小田康之氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、新家寛氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれ無く、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出は行っておりません。
5. 浅羽茂氏が社外取締役を務めている日本甜菜製糖株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

6. 斎藤保氏が特別顧問を務めている株式会社IHI、社外取締役を務めている古河電気工業株式会社および鹿島建設株式会社、理事長を務めている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と当社との間には営業上の取引関係があります。
7. 川島いづみ氏が社外取締役を務めている株式会社TAKARA & COMPANYと当社との間には特別の関係はありません。
8. 木川眞氏が社外取締役を務めている株式会社肥後銀行および株式会社ICMGと当社との間には営業上の取引関係があり、また、ICMG Ventures Pte.Ltd.が設立したICMG Co-Creation Fund IIへの出資契約を締結しました。なお、同氏が社外取締役を務めている株式会社セブン銀行と当社との間には特別の関係はありません。
9. 津田良洋氏が社外監査役を務めている株式会社プロネクスと当社との間には営業上の取引関係があります。なお、同氏が常勤監査役を務めているトライベック株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
10. 小田康之氏が理事長を務めている社会福祉法人藤倉学園と当社との間には特別の関係はありません。
11. 新家寛氏が執行委員パートナーを務めている西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社との間には営業上の取引関係があります。
12. 布施雅嗣氏は、当社の経理担当役員を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
13. 津田良洋氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
14. 小田康之氏は、メーカーにおいて経理部門長、本社企画部門長、海外子会社社長等を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
15. 新家寛氏は、弁護士として会社法、金融法関係に関して上場企業を多く担当したほか、投資顧問会社の監査役を歴任しており、財務、会計および法務に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考) 2025年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）

氏名	地位	担当業務
西村 浩	常務執行役員	生産調達統括本部長
加藤 洋一	常務執行役員	技術責任者、技術本部長
井上 崇	執行役員	コンポーネントプロダクツ事業部長
伊藤 貴志	執行役員	経営企画部長、 広報・プロモーション部、ビジネスサービスセンター担当
中津 正太郎	執行役員	エンタープライズソリューション事業部長
小笠原 鑑	執行役員	経理財務部長
鈴木 宣也	執行役員	営業企画部、キャリア・ネットワーク営業本部、 官公・社会インフラ営業本部、エンタープライズ営業本部、 産業営業本部担当
本杉 正哉	執行役員	特機システム事業部長
前野 蔵人	執行役員	EMS事業部長
加藤 圭	執行役員	グローバルマーケティングセンター長
中西 裕恵	執行役員	人財戦略部長
天本 直弘	執行役員	経営戦略部長
田辺 博	執行役員	社会インフラソリューション事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、全社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、次のとおりであります。

- 社外取締役および監査役が、その任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に規定する最低責任限度額を限度として責任を負う。
- 上記の限度が認められるのは、その責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員、常務理事および社外取締役等兼務者、すべての国内子会社の取締役、執行役、監査役および執行役員、ならびに米国、中国、タイ国等に所在する一部の海外子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社または子会社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。このように免責事由および免責額の定めを設けることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

・基本的な考え方

取締役および執行役員の報酬は、継続して企業価値向上と企業競争力を強化するために、業績向上へのインセンティブとして機能するとともに、優秀な人材を確保できる報酬制度であることを基本的な考え方としています。

・報酬構成

報酬体系は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等から構成されており、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である年次インセンティブ報酬および中長期インセンティブ報酬で構成しています。これは、OKIグループの「持続的な成長」を成し遂げることを目的に、「よりアグレッシブな目標設定」や「中長期的成長」に重点を置いた経営へのシフトのための環境整備の一環として実施しているものです。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみの構成としています。

	基本報酬	年次インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬
社 内 取 締 役 (執 行 役 員 を 兼 務)	○	○	○
社 外 取 締 役	○	—	—

中長期インセンティブ報酬については、2023年6月27日開催の第99回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度が決議され、2023年度から中期経営計画（3ヵ年）の業績達成状況に応じて株式を交付する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を採用しております。

・報酬の内容

報酬の内容は下表のとおりです。

報酬の種類		報酬の内容
基本報酬	固定報酬	・執行役員を兼務している場合にはその役位を中心に、職位に応じて個人別に支給額を決定し、金銭を月次に分割して支給。
年次 インセンティブ 報酬	業績連動報酬	・単年度のOKIグループ連結業績および担当部門別業績と連動した支給金額を個人別に決定し、金銭を年1回支給。 ・支給率は、業績による定量評価と社長または人事・報酬諮問委員会の委員による定性評価に応じて0～250%の範囲で決定。 ・上位役位の業績連動が高くなるように設定し、支給率100%の際の金額は、基本報酬の35%から45%の金額に設定。
中長期 インセンティブ 報酬		・業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を採用。 ・業績評価期間を中期経営計画期間である3ヵ年とし、中期経営計画の業績達成状況に応じて、評価期間終了後に株式を交付（ただし、交付株式の一部は金銭で支給）。 ・支給率は、目標の達成度に応じて0～250%の範囲で決定。 ・上位役位の業績連動が高くなるように設定し、支給率100%の際の金額は、基本報酬の15%から20%の金額に設定。 ・取締役等が法令等に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等には、株式の交付を受ける権利は喪失（クローバック条項）。

・業績連動報酬の算定方法

年次インセンティブ報酬は、支給額の80%を定量評価により役位に応じて予め設定された標準報酬額に業績評価に基づく係数を乗じた額とし、20%を定性評価により支給額を算定します。定量評価に用いる業績評価指標は、OKIグループの持続的な成長を成し遂げるために業績評価指標として適切であると判断された指標（売上高、営業利益、運転資本）を採用します。定量評価は、OKIグループ連結業績連動分および担当部門別業績連動分で構成され、OKIグループ連結業績連動分に係る業績評価指標の公表値（目標値は以下の公表値を基に設定）および実績値は以下のとおりです。なお、運転資本は日数ベースで算出しております。

業績評価指標	公表値	実績値
売上高	4,600億円	4,525億円
営業利益	160億円	186億円
運転資本	－	1,090億円

（注）公表値は、2024年5月9日に公表された数値になります。

中長期インセンティブ報酬は、中長期的な企業価値・株主価値向上並びに株主との価値共有を図るうえで適切な指標であると判断したROE、ならびに中長期的成長に一層重点をおき中期経営計画との連動性を高めるために適切な指標であると判断した売上高およびESG（自社拠点CO₂排出量の削減率や女性幹部社員比率等）に関する指標※を業績評価指標として採用します。その算定方法は、予め設定した役位別の標準報酬額を、業績評価期間の開始時点の株価で除した数について、業績評価による係数を乗じた数を交付株式数として算定します。（ただし、交付株式の一部は交付時の株価で金銭に換算して支給）。また、業績評価指標の実績値は、業績評価期間の終了時に算定するため、報告時点では確定していません。

※中期経営計画2025目標値（ROE8%、売上高4,500億円、自社拠点CO₂排出量21%削減、女性幹部社員比率5%）

・報酬決定プロセス

取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法は、役員報酬の決定に関わるプロセスの透明性と判断の客観性を確保するために、4名の社外取締役および1名の非業務執行社内取締役で構成され、かつ社外取締役が委員長を務める人事・報酬諮問委員会を設け、取締役および執行役員の報酬制度、水準等について、取締役会の決議に先立ち審議し、取締役会への答申を行い、決定しています。その際には、外部機関の客観的な評価データ等を活用しながら、妥当性を検証しています。

本年度開催された人事・報酬諮問委員会は12回で、そのうち2回において役員の報酬制度に関する議論を行い、2回の答申を行っています。

取締役会は、当該答申の内容を確認した上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記の方針に沿うものであると判断しました。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額については、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において、取締役は年額6億円以内（これには使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれません）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は1名）です。

また当該金銭報酬とは別枠で、2023年6月27日開催の第99回定時株主総会において、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）として、各業績評価期間につき上限数は362,100株、上限額は362,100株に交付時の株価を乗じた額と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名（うち、対象取締役3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、年次インセンティブ報酬に関する取締役の個人別の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき具体的内容の決定を、次のとおり委任しております。社長執行役員を兼務する取締役に委任した部分については、当該取締役の権限が適切に行使されるよう、人事・報酬諮問委員会で検証のための審議を行う等の措置を講じております。

対象となる取締役	受任者	委任権限の内容	権限を委任した理由
社長執行役員を兼務する取締役	人事・報酬諮問委員会の委員（鎌上 信也・浅羽 茂・斎藤 保・川島 いづみ・木川 眞）	年次インセンティブ報酬の20%に当たる部分に関する定性評価	プロセスの透明性と判断の客観性を確保するため
上記以外の業務執行取締役	社長執行役員を兼務する取締役（森孝廣）		個人の担当業務ごとのアグレッシブな目標設定に重点をおくため

（注）受任者の地位・担当につきましては、会社役員に関する事項の取締役および監査役の氏名等に記載のとおりであります。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			年次 インセンティブ報酬	中長期 インセンティブ報酬	
取締役 （社外取締役を除く）	265	183	58	22	5
監査役 （社外監査役を除く）	46	46	－	－	2
社外役員					
社外取締役	55	55	－	－	4
社外監査役	27	27	－	－	5

（注）1. 中長期インセンティブ報酬は、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）であります。その内容は、上記①に記載のとおりであり、当事業年度において費用計上した額を記載しております。

2. 当事業年度末現在の取締役（社外取締役を除く）および社外監査役の人数と相違しておりますのは、2024年6月21日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した役員が含まれているためであります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	人事・報酬諮問 委員会出席状況	取締役会における発言状況等および社外取締役が 期待される役割に関し行った職務の概要
取締役	浅羽 茂	14回中14回 (100%)	12回中12回 (100%)	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、経営の率先垂範によるコンプライアンスの強化に寄与し、また、人事・報酬諮問委員会の委員長として報酬制度の合理性、役員の業績評価の妥当性について議論し、人事制度や人材育成計画に関する助言をしております。取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク管理等の審議の深化につき、特にマーケティングおよびイノベーションを含むビジネス全般に関する学術的な専門的知見に基づき、積極的に助言・提言を行うなど、その期待される役割を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献しております。
	斎藤 保	14回中14回 (100%)	12回中11回 (92%)	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、経営の率先垂範によるコンプライアンスの強化に寄与し、また、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与しております。取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク管理等の審議の深化につき、特に製造、開発およびグローバルな経営経験に基づき、積極的に助言・提言を行うなど、その期待される役割を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献しております。
	川島いづみ	14回中14回 (100%)	12回中12回 (100%)	取締役会議長として取締役会の議論を主導し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、経営の率先垂範によるコンプライアンスの強化に寄与し、また、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与しております。取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク管理等の審議の深化につき、特に会社法・金融商品取引法等の法律の専門家としての知見に基づき、積極的に助言・提言を行うなど、その期待される役割を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献しております。
	木川 眞	14回中14回 (100%)	12回中12回 (100%)	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、経営の率先垂範によるコンプライアンスの強化に寄与し、また、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与しております。取締役会における中期経営計画の進捗、中長期戦略および後継者育成計画の監督、並びにリスク管理等の審議の深化につき、特にサプライチェーンマネジメントおよびリスクマネジメントに関する経営経験に基づき、積極的に助言・提言を行うなど、その期待される役割を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献しております。

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	取締役会における発言状況等
監査役	津田 良洋	14回中14回 (100%)	17回中17回 (100%)	公認会計士として、国際的な活動を行う企業の会計監査の豊富な経験と知見を活かして取締役の職務を監査するとともに、当社の持続的な成長と良質な企業統治体制の確立に向けた発言を行っております。
	小田 康之	11回中11回 (100%)	11回中11回 (100%)	メーカーでの業務執行や役員、さらには監査役、監査等委員（委員長）としての豊富な経験とグローバルな知見を活かして取締役の職務を監査するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値創出に向けた発言を行っております。
	新家 寛	11回中11回 (100%)	11回中11回 (100%)	弁護士として会社法、金融法関係の専門的助言を行ってきたほか、投資顧問会社の監査役等、その豊富な経験と知見を活かして取締役の職務を監査するとともに、当社の持続的な成長と良質な企業統治体制の確立に向けた発言を行っております。

(注) 小田康之氏および新家寛氏における開催回数は2024年6月就任以降の開催回数となっております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 選定方針と理由

当社の監査法人の選定は、品質管理体制、独立性、監査の実施体制および監査報酬見積額等を指標に、総合的に勘案しております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(4) 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については監査法人の品質管理体制、独立性、監査の実施体制、グループ監査体制および監査報酬見積額等の指標を基に、総合的に評価しております。

(5) 監査報酬の内容等

①報酬等の額

区分	前期		当期	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	296	7	350	10
連結子会社	82	—	86	—
計	378	7	436	10

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 重要な子会社のうちOKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.およびOKI EUROPE LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

②非監査業務の内容

(前期)

当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「債権流動化に関する手続業務」等を委託し、対価を支払っております。

(当期)

当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「債権流動化に関する手続業務」等を委託し、対価を支払っております。

③監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬の決定は、規程等で特に定めておりませんが、監査法人の監査計画等を十分勘案のうえ、監査時間、監査内容等の妥当性を検証したうえで行っております。

④監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、適切と判断したからであります。

6 会社の体制および方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、会社法に基づく決議を行うとともに、毎期末に内部統制システムの構築・運用状況を確認し、取締役会へ報告しています。当期末における当該基本方針の決議内容は以下のとおりです。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、自発的・自律的な目標の達成を目指し、企業価値向上を通じて社会の持続的な発展に貢献することを目的として、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制に関する基本方針を定め、この基本方針に基づく内部統制システムの体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善に努める。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役および執行役員は、当社および子会社（以下「OKIグループ」という。）における企業倫理の確立ならびに取締役、執行役員およびその他の使用人による法令、定款および社内規程等の遵守の確保を目的として制定した「OKIグループ企業行動憲章」、「OKIグループ行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し発信し、周知徹底を図る。
- 2) コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、OKIグループにおけるコンプライアンスに関する事項について報告・審議・決定する。
- 3) コンプライアンス委員会で決定された事項に基づき、OKIグループ各人のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、コンプライアンス所管部門が取締役および執行役員ならびに使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案し、推進する。
- 4) 法令・定款等の違反行為に対しては、懲罰規定に基づき厳正に処分する。
- 5) 社長直轄の独立した内部監査部門によるOKIグループにおける法令、定款および社内規程等の遵守状況の監査を実施し、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。
- 6) 社外取締役、監査役にも通報する仕組みを有する内部通報規程を定め、通報・相談窓口を設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。
- 7) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、組織全体として一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨む。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1)取締役の職務執行に係る文書・情報については、法令・社内規程に則り適切に保存し、管理する。
- 2)情報セキュリティについては、電子情報管理規程および関連規定に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確にし、OKIグループにおける情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する体制を構築する。
- 3)個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理する。
- 4)会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、法令等又は取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)リスク管理は、リスクマネジメント規程に基づき、社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置して、OKIグループの事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。
- 2)リスクマネジメント規程に則り、OKIグループ各部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについては統括部門を定め、統括部門はリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
- 3)OKIグループにおいて、危機等の発生あるいは兆しを認識した場合、速やかにリスク管理委員会事務局にその状況を報告する。事務局は対応を指示し、特に重要なものについては、取締役および監査役に報告する。尚、災害等の発生時においては、その発生地域、災害規模等を勘案し緊急対策本部の設置等により対応する。
- 4)取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- 2)取締役会で決定された経営の基本方針などに則って業務を執行する執行役員を設置することで、業務執行と監督を分離し、意思決定プロセスの迅速化を図る。さらに、執行役員等で構成する経営会議を開催し、社長執行役員の意思決定を補佐する。
- 3)業務執行に当たっては業務分掌規程、権限規程において責任と権限を定める。
- 4)取締役会は、OKIグループの中期経営計画ならびに年間計画を決定し、その執行状況を監督する。
- 5)執行役員は、取締役会で定めたOKIグループの中期経営計画および年間計画に基づき効率的な職務執行を行い、年間計画の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告する。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- 2)OKIグループにおける経営の健全性および効率性向上を図るため、関係会社管理規程に則り、各子会社に対して取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に所管本部を定め、当該所管本部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。また、特に重要な事項については当社の経営会議あるいは取締役会への付議を行う。
- 3)各子会社は、その社外取締役、監査役にも通報する仕組みを有する内部通報規程を定め、通報・相談窓口を設置し、当社への報告の上、不正行為の早期発見と是正を図る。

- 4)当社はグループで準拠すべき各種規程類をグループ共通規程として定め、各社の意思決定あるいは業務の効率化を図る。
- 5)当社内部監査部門は、OKIグループの業務の適正性について監査を実施し、検証および助言等を行う。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1)OKIグループの財務報告の信頼性を確保するために、会社計算規則および金融商品取引法その他適用される関連諸法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努める。
- 2)当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的なモニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1)監査役の職務を補助するものとして監査役スタッフを置く。
- 2)独立性や指示の実効性を確保するため、監査役スタッフは取締役の指揮命令に服さない使用人を配置するとともに、その人事異動、人事評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1)取締役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直接あるいは所管本部を通して直ちに監査役に報告する。
- 2)取締役は、取締役会のほか、監査役が重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるように、常勤監査役の経営会議出席の機会を確保するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を可能とする体制を整備する。
- 3)取締役は、監査役がリスク管理委員会に出席し報告を受ける体制を整備する。
- 4)取締役は、監査役が内部通報規程に基づき内部通報を受けるとともに、監査役へ内部通報に関わる状況を報告する体制を確保する。
- 5)取締役は、内部統制システムの構築状況および運用状況ならびに内部監査の状況についての監査役への定期的な報告、および監査役が必要と判断した事項については取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制を確保する。
- 6)監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- 7)子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社所管本部に報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1)監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
- 2)監査役は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等への立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
- 3)監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。
- 4)監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、会社の費用負担により、弁護士、公認会計士等

の監査業務に関する助言を受けることができる。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。なお、当該運用状況については毎期末に評価を行い、その結果を取締役会において報告しています。

①コンプライアンスに関する取り組みの状況

- 1)コンプライアンスを確保するための基礎として、企業理念に基づき、OKIグループが果たすべき社会的責任を明示した「OKIグループ企業行動憲章」、それを実現するためにOKIグループの全役員・社員が準拠すべき規範として「OKIグループ行動規範」を定め、経営陣がコンプライアンスの重要性を自ら再認識し率先垂範するとともに、OKIグループにおけるコンプライアンス意識の醸成と徹底に努めることを、あらためて株主やお客様、そして社員を含めた社内外のステークホルダーの皆様にお約束するために採択した「コンプライアンス宣言」に則り、当社およびグループ各社の役員はコンプライアンス活動に努めております。
- 2)コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回開催しており、前年度の総括、教育計画の策定、各部門における施策の実施状況などをレビューしております。
- 3)OKIグループのコンプライアンス管理者・推進者に対するコンプライアンス管理者研修、営業部門を中心とした関係者に対する独占禁止法研修を映像配信で開催したほか、国内全従業員を対象に、個人情報保護、情報セキュリティ、内部統制、コンプライアンス一般について、eラーニングを実施いたしました。また、一部の内容については海外子会社従業員も受講しております。なお、イントラネットや社内報を通じて定期的にコンプライアンスに関する事例を展開しております。
- 4)コンプライアンス違反時に就業規則等に照らして懲戒処分を行うことを明確化し、その処分を審議するために社長執行役員を委員長とするグループ懲戒委員会を設置しております。
- 5)不正行為の早期発見と是正の実効性を確保するために、従業員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全従業員への周知を徹底しております。
- 6)内部監査部門において、OKIグループを対象とした業務監査および財務報告に係る内部統制の評価を実施し、業務の有効性および効率性ならびに財務報告の信頼性を確保しております。

②リスク管理に関する取り組みの状況

- 1) リスクマネジメント規程に基づき、社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの顕在化を防ぐための施策およびリスクの発生に備えた体制を構築しております。
- 2) OKIグループのリスク管理においては、全体を網羅すべくグループ内に存在するリスクを分類してリスク分野として定め、その分野を担当するリスク分野責任部門は担当分野において発生する事象等に関して各部門・子会社に対して支援、指導、助言等を行ないます。また、リスク分野責任部門は、当該分野でOKIグループに共通して存在し重点的に管理する必要があるリスクについて、リスク主管部門と連携して対応しております。
- 3) リスクが顕在化した場合、発生部門は当該リスクに対して必要な措置を取るとともに、「OKIグループ緊急連絡体制」に則って速やかに危機情報をリスク管理委員会事務局へ報告しております。リスク管理委員会事務局は危機情報を一元管理するとともに、当該危機の重大性および緊急性に基づき速やかに対応体制および責任者を決定し、必要な措置を取らせるとともに発生部門の支援をしております。

③子会社管理に関する取り組みの状況

- 1) 関係会社管理規程において定められている各子会社の経営所管部門担当役員が権限規程等に定める権限と責任を持って、所管する子会社のミッションを明確にし、必要な支援・指導を行っております。子会社の筆頭役員については当社社長執行役員が任免を決裁し、その他の役員の任免は経営所管部門担当役員が決裁しております。
- 2) 経営所管部門長は事業施策を立案・実行するにあたり支援・指導・定期的モニタリングを行い、会社業績評価を実施しており、子会社の株主総会や取締役会の運用状況、子会社取締役のコンプライアンス遵守についてもモニタリングしております。なお、必要に応じて特定の事業の管理を実施する事業所管部門を設置しております。
- 3) 子会社経理部門には必要な知識と経験を持った従業員を配置し、関連諸法令に基づき財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努めております。
- 4) 子会社の取締役、監査役に対し、法令・ルール・倫理に係る違反・不正・不祥事・事故、リスク管理不良による損失の未然防止を図るために、子会社役員の責任と義務、コンプライアンス、内部統制などについての研修を定期的に行っております。

④ 監査役の監査の適切性確保に関する取り組みの状況

- 1) 監査役の職務を補助するために執行から独立したスタッフを1名配置しております。また、常勤監査役は取締役会に加えて経営会議への出席、および決裁稟議書等の閲覧により、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しております。
- 2) 監査役は、内部通報規程に基づき内部通報を受けるとともに、その運用状況について密に報告を受けております。
- 3) 監査役は、取締役会において内部統制システムの構築状況・運用状況について報告を受けているほか、取締役、執行役員、部門長、子会社の代表者との意見交換を実施し、その過程において内部統制システムの整備および運用の確認を行っております。
- 4) 監査役は、内部監査部門の実施する往査および監査結果報告会に参加して内部監査部門との協議・意見交換を行い、監査結果を監査役監査に活用しております。
- 5) 監査役は、会計監査人との会合や意見交換、会計監査人の往査等への立ち会いなどにより、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

(注) 金額単位の表示

本事業報告の数値は下記のように表示しております。

- ① 百万円単位：単位未満切捨て
- ② 億円単位：単位未満四捨五入

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	231,878	流動負債	166,992
現金及び預金	36,865	支払手形及び買掛金	61,429
受取手形、売掛金及び契約資産	112,215	短期借入金	41,390
リース債権及びリース投資資産	4,728	未払金	22,543
製品	18,441	その他	41,629
仕掛品	15,122	固定負債	98,226
原材料及び貯蔵品	31,436	長期借入金	56,773
その他	13,187	リース債務	4,839
貸倒引当金	△118	繰延税金負債	4,152
固定資産	179,086	退職給付に係る負債	27,100
有形固定資産	60,288	その他	5,361
建物及び構築物	25,319	負債合計	265,219
機械装置及び運搬具	7,338	純資産の部	
工具、器具及び備品	8,605	株主資本	145,728
土地	16,075	資本金	44,000
建設仮勘定	2,948	資本剰余金	18,940
無形固定資産	18,153	利益剰余金	83,501
投資その他の資産	100,645	自己株式	△713
投資有価証券	38,380	その他の包括利益累計額	△105
退職給付に係る資産	34,617	その他有価証券評価差額金	7,769
その他	40,523	繰延ヘッジ損益	△126
貸倒引当金	△12,875	為替換算調整勘定	△7,301
		退職給付に係る調整累計額	△448
		新株予約権	44
		非支配株主持分	78
資産合計	410,965	純資産合計	145,745
		負債純資産合計	410,965

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		452,457
売上原価		339,096
売上総利益		113,361
販売費及び一般管理費		94,733
営業利益		18,627
営業外収益		
受取利息	1,175	
受取配当金	1,438	
保険配当金	397	
雑収入	609	3,620
営業外費用		
支払利息	2,289	
為替差損	1,397	
雑支出	1,752	5,439
経常利益		16,808
特別利益		
投資有価証券売却益	1,448	1,448
特別損失		
固定資産処分損	690	
減損損失	1,834	
特別退職金	528	3,052
税金等調整前当期純利益		15,205
法人税、住民税及び事業税	3,417	
法人税等調整額	△705	2,711
当期純利益		12,493
非支配株主に帰属する当期純利益		13
親会社株主に帰属する当期純利益		12,479

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	44,000	18,960	73,622	△761	135,820
当期変動額					
剰余金の配当			△2,600		△2,600
親会社株主に帰属する当期純利益			12,479		12,479
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△20		50	29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△20	9,879	48	9,907
当期末残高	44,000	18,940	83,501	△713	145,728

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	9,069	△10	△7,020	3,315	5,353	73	65	141,314
当期変動額								
剰余金の配当								△2,600
親会社株主に帰属する当期純利益								12,479
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,299	△115	△280	△3,763	△5,459	△29	12	△5,476
当期変動額合計	△1,299	△115	△280	△3,763	△5,459	△29	12	4,431
当期末残高	7,769	△126	△7,301	△448	△105	44	78	145,745

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	57社
主要な連結子会社の名称	OKIクロステック（株）、OKIサーキットテクノロジー（株）、（株）OKIソフトウェア、OKI DATA MANUFACTURING（THAILAND）CO., LTD.、OKI EUROPE LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数	1社
主要な会社等の名称	（株）フォース

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

当社及び国内連結子会社は、保有目的等の区分に応じて、それぞれ以下のとおり評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……主として移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

当社及び国内連結子会社はそれぞれ以下のとおり評価しております。海外連結子会社は主として低価法を採用しております。

製品……主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用し、海外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアは見込販売有効期間（3年）における見込販売数量に基づく償却方法を、また、自社利用のソフトウェアは見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

海外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。海外連結子会社は、主として特定の債権について、その回収可能性を検討して計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 製品の販売

パブリックソリューション事業、エンタープライズソリューション事業、コンポーネントプロダクツ事業及びEMS事業における製品の販売については、顧客との契約等に基づき、顧客側で製品の検収が行われる場合には顧客の検収完了時点、検収が行われない場合には製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② 役務の提供

パブリックソリューション事業、エンタープライズソリューション事業、コンポーネントプロダクツ事業及びEMS事業における役務の提供については、役務の提供に応じて収益を認識しておりますが、定期保守契約のように契約期間にわたり役務を提供する場合には、経過期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

なお、主としてパブリックソリューション事業及びエンタープライズソリューション事業における請負製造や社会インフラ系の工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建債権債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。また、変動金利支払いの長期借入金について将来の取引市場での金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を利用しております。

③ ヘッジ方針

相場変動リスクにさらされている債権債務に係るリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用することとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれの相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

② グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 係争中の債権に係る回収可能性の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資その他の資産のその他	16,561百万円
貸倒引当金	△4,167百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 概要

当社の中国における連結子会社である沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）は、深セン市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業」）に対して未回収となっている売上債権1,115,463千人民元（当連結会計年度末での円換算額22,967百万円）及び損害賠償金の支払を求め、2015年10月10日に仲裁手続き（以下、「A事件」）を華南国際経済貿易仲裁委員会に申し立てを行いました。さらにOBSZは怡化実業の親会社である深セン怡化電腦股份有限公司（以下、「怡化電腦」）等を被告とし、上記債権の支払いを滞留している怡化実業に対する連帯弁済責任を求めた法人格混同訴訟を広東省高級人民法院へ提訴（以下、「B事件」）し、資産保全を申請しました。

その後、A事件に関して、2020年12月16日に華南国際経済貿易仲裁委員会より怡化実業はOBSZへ未払の商品代金1,096,866千人民元（当連結会計年度末での円換算額22,584百万円）の他、遅延利息及び弁護士費用等を支払うべき旨の裁定が下り、仲裁は確定しております。さらに、B事件に関して、2021年12月23日に広東省高級人民法院より、怡化電腦等は怡化実業のOBSZへの支払い義務に対し連帯弁済責任を負う旨の判決が下りました。これを受けて、怡化電腦等は2022年1月5日に最高人民法院に対してB事件の上诉をしましたが、2023年6月1日に最高人民法院より、広東省高級人民法院（原審）の判決を支持し怡化電腦等の上诉を棄却する判決が下りました。

怡化実業がA事件の裁定内容を履行するまでに相当程度の期間が見込まれることから、OBSZは上記の訴訟の状況を勘案し、資産保全されている不動産（以下、「保全不動産」）を含む怡化電腦等が保有する資産（以下、「怡化電腦等の保有資産」）への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値を考慮して将来キャッシュ・フロー及び今後の回収期間を見直しております。これらの影響により、当連結会計年度において貸倒引当金繰入額3,928百万円を販売費及び一般管理費として、受取利息1,028百万円を営業外収益として処理しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

OBSZは、未回収となっている売上債権を基に、回収までに要すると見積もった期間での割引計算（以下、「割引計算」）により投資その他の資産のその他を804,367千人民元（当連結会計年度末での円換算額16,561百万円）計上し、怡化電腦等の保有資産への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値を考慮して回収可能と判断したキャッシュ・フローに基づく割引計算で、回収不能と見積もった202,412千人民元（当連結会計年度末での円換算額4,167百万円）を貸倒引当金に計上しております。なお、保全不動産の公正価値の測定には、主として不動産鑑定士から入手した不動産鑑定評価額を用いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

怡化電腦等の保有資産への強制執行等の顛末及び保全不動産の公正価値変動により、回収不能と見積もっている金額及び回収までに要すると見積もった期間が著しく変動する可能性があります。

2. 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、一定の期間にわたり充足される履行義務に関する収益のうち、見積総原価に対する実際原価の割合で算出した進捗度に基づいて計上された収益（期末までに完工済みの工事案件に係るものを含む）の総額は、86,833百万円であります。このうち、期末に進行中の工事案件に関して当連結会計年度に計上した金額は49,303百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法として、見積総原価に対する実際原価の割合で算出するインプット法を採用しております。

なお、見積総原価は工事監理者や経営者の判断により信頼性のある金額を見積もっております。例えば、顧客の要望に基づく作業内容の変更に関する情報を十分かつ詳細に収集したうえで積み上げた実行予算を適時かつ適切に見直しております。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループが行う請負製造や社会インフラ系の工事では、顧客の指図に基づき設計されるため個性が強いことから、顧客要望による作業内容の変更やソフトウェアの製造過程における予期しない不具合等の発生により、製造に必要な工数が大幅に増加する可能性があります。一方で、自社努力により将来発生する原価が低減される場合もあります。

これらの影響等により見積総原価が変動した場合には、進捗度の変動に伴って売上高が変動する可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	22,031百万円
(うち、当社通算グループに係るもの)	21,702百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法と算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部が将来の課税所得の見積りに対して利用できる可能性を考慮して、繰延税金資産の回収可能性の評価をしております。

当社グループのうち、グループ通算制度を適用している当社及び国内連結子会社（以下、「通算グループ」）の繰延税金資産について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2022年10月28日）に基づき企業分類の判定を行い、当該企業分類に応じた将来の合理的な見積可能期間以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額や一時差異等のスケジュールリングの結果に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果が見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

上記企業分類の当連結会計年度末における検討に際して、通算グループでは、過去に重要な税務上の欠損金が生じた事実があるものの、当該重要な税務上の欠損金が生じた原因、中期経営計画、過去における中期経営計画の達成状況、並びに過去及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案した結果、将来の複数年において一時差異等加減算前課税所得が生じることが合理的な根拠をもって見込まれることから、当該繰延税金資産に回収可能性があるかと判断しております。その結果、通算グループで当連結会計年度において21,702百万円の繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）を計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは、翌期の事業計画を基礎として作成しております。これらの計画では、主要な仮定として、過去の実績及び現状の経営環境を考慮した経営戦略に基づく将来の売上高や各費用等を見込んでおります。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、経営者により合理的と判断しております。ただし、経営環境の著しい変化等により、将来の課税所得の結果が見積りと異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 借入金の担保に供している資産

投資有価証券	4,474百万円
上記担保に係る債務	
短期借入金	2,500百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額 170,832百万円

3. 保証債務

従業員の借入に対する債務保証	14百万円
----------------	-------

4. 偶発債務

当社の連結子会社であるOKI INDIA PRIVATE LIMITED（以下、OKI India）は、インドの関税当局からの359百万インドルピー（当連結会計年度末での円換算額629百万円）の基本関税の支払要求に関して、2024年12月27日にOKI Indiaの異議申し立てを却下する旨の通知を受領しました。OKI Indiaは、当局からの支払要求に承服しかねるため、裁判所に異議申し立て書を提出しております。

なお、現時点で損失の発生の可能性及び金額を合理的に見積ることは困難であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 87,217千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,600	30.00	2024年 3月31日	2024年 6月24日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

付議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,901	45.00	2025年 3月31日	2025年 6月26日

3. 新株予約権の目的となる株式の数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的と なる株式の数(株)
当社	2016年度新株予約権 (2016年8月16日発行)	普通株式	9,100
	2017年度新株予約権 (2017年8月15日発行)	普通株式	10,400
	2018年度新株予約権 (2018年8月14日発行)	普通株式	10,400
	2019年度新株予約権 (2019年8月14日発行)	普通株式	10,400
	2020年度新株予約権 (2020年8月18日発行)	普通株式	13,700

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期的な預金や安全性の高い有価証券を基本としております。また、資金調達については金融機関からの借入及び社債等により調達する方針であります。なお、デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、各社の売掛債権管理規程等に従い取引先の信用調査等を行い管理しており、営業債権の確実な回収に努めております。

借入金については、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は運転資金及び設備投資等に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）にてヘッジをしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップにおけるヘッジの有効性の評価方法については、特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については社内規程に従って行っております。

資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性の維持を図ることで管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （＊１）	時価（＊１）	差額
(1) 投資有価証券（＊３）	30,882	30,893	11
(2) 長期借入金（＊４）	(75,017)	(74,951)	(65)
(3) デリバティブ取引（＊５）	(171)	(171)	－

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊２）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（＊３）市場価格のない株式等（非上場株式、連結貸借対照表計上額7,123百万円）及び投資事業組合への出資金（連結貸借対照表計上額375百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

（＊４）連結貸借対照表上、「短期借入金」として表示されている1年内に返済予定の長期借入金（18,244百万円）は、本表においては、「長期借入金」として表示しております。

（＊５）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	30,876	－	－	30,876
デリバティブ取引 ※	－	(171)	－	(171)

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、（ ）で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
ゴルフ会員権	－	17	－	17
長期借入金	－	74,951	－	74,951

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、ゴルフ会員権は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、ゴルフ会員権については、活発でない市場における同一資産の市場価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による一部の長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。長期借入金の時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	パブリック ソリューション	エンタープライズ ソリューション	コンポーネント プロダクト	EMS	計		
<売上高の内訳>							
顧客との契約から生じる収益	130,506	177,312	75,769	65,918	449,507	448	449,956
その他の収益	—	2,491	10	—	2,501	—	2,501
売上高合計	130,506	179,804	75,780	65,918	452,009	448	452,457
<地理的市場>							
顧客との契約から生じる収益							
日本	127,660	169,866	44,892	57,078	399,497	429	399,927
欧州	169	78	18,730	988	19,966	19	19,985
アジア	2,676	7,361	6,085	6,343	22,467	—	22,467
北米	—	—	3,995	1,446	5,441	—	5,441
その他	—	6	2,066	61	2,134	—	2,134
その他の収益							
日本	—	2,491	10	—	2,501	—	2,501
<収益認識の時期>							
顧客との契約から生じる収益							
一時点で認識される収益	30,332	35,461	68,998	62,773	197,566	131	197,697
一定の期間にわたり認識される収益	100,174	141,851	6,771	3,144	251,941	317	252,258

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、用役提供等を行っております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
顧客との契約から生じた債権	79,443	80,923
内、受取手形	3,960	5,222
内、売掛金	75,482	75,700
契約資産	34,229	30,931
契約負債	6,116	6,852

(注1) 契約資産は、主として請負製造や各種工事の進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として認識しており、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えております。契約負債は、主として一定の期間にわたり収益を認識する役務提供契約に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(注2) 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は3,766百万円であります。なお、過去の期間に充足した（又は部分的に充足した）履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(注3) 連結計算書類上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に基づく残存履行義務については注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末時点で未充足の残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	68,142
1年超3年以内	32,701
3年超	2,626
合計	103,470

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,679円42銭
- 1 株当たり当期純利益金額 143円93銭

その他の注記（減損損失に関する注記）

当社グループは1,834百万円の減損損失を計上しており、主な内訳は以下のとおりであります。

事業	用途	種類	減損損失（百万円）
E M S 事業	事業用資産	建物及び構築物	173
		機械装置及び運搬具	1,100
		工具、器具及び備品	96
		建設仮勘定	106
		無形固定資産	12

当社グループは、原則として事業用資産については事業セグメントを基礎として資産のグルーピングを行っております。ただし、処分予定資産など独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものについては、個別資産毎にグルーピングを行っております。

E M S 事業の事業用資産については、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

その他の注記（企業結合等に関する注記）

事業分離

当社は、株式会社リコー（以下、リコー社）と東芝テック株式会社（以下、東芝テック社）が2024年7月1日に組成した複合機等の開発・生産を担う合弁会社エトリア株式会社（以下、ETRIA社）への参画に向け、当社、リコー社、ETRIA社の3社間で、2025年10月1日（予定）を効力発生日として、会社分割等によりプリンターの開発・生産に関する事業を統合（以下、本事業統合）するに当たっての諸条件を定めた契約及び、本事業統合に係る株主間契約を当社、リコー社、東芝テック社の3社間で締結することを2025年2月13日開催の取締役会で決議し、同日付で両契約を締結いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

エトリア株式会社

(2) 分離する事業の内容

プリンターの開発・生産に関する事業

(3) 事業分離を行う理由

当社は、「進取の精神」をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献することを企業理念としております。「社会の大丈夫をつくっていく。」企業として、「安心・便利な社会インフラ」「働きがいと生産性向上」「地球環境の保全」の3つの貢献分野で社会課題の解決につながる価値を提供しております。今回、ETRIA社への参画を通じ、当社のLEDプリントヘッド技術を始めとした技術の融合を促進し、エンジン開発力の強化を図ることで商品競争力の向上につなげます。同時に、エンジンやキーパーツの共通化や生産調達の効率化により収益を拡大し、環境変化へ柔軟に対応可能なレジリエントな生産体制の構築を目指します。また、新規事業創出においては、ETRIA社に参画する各社の得意領域を掛け合わせ、当社単独では成し得えなかったイノベーションの創出が可能になると期待しております。より一層、お客様に安定した付加価値の高い商品の提供を目指していきます。

(4) 事業分離日

2025年10月1日（予定）

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、分離先企業を吸収分割承継会社とする吸収分割方式

2. 分離予定の事業が含まれる報告セグメント

コンポーネントプロダクツ

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		25,962
受取手形		1,511
売掛金		56,637
契約資産		21,300
リース投資資産		4,709
製品		10,556
仕掛品		11,397
原材料及び貯蔵品		18,793
前渡金		101
前払費用		5,680
短期貸付金		18,347
未収入金		5,829
その他		1,035
貸倒引当金		△9
流動資産合計		181,856
固定資産		
有形固定資産		
建物	43,815	
減価償却累計額	30,577	13,238
構築物	2,403	
減価償却累計額	1,821	581
機械及び装置	14,607	
減価償却累計額	12,498	2,108
船舶	192	
減価償却累計額	125	67
車両運搬具	92	
減価償却累計額	78	14
工具、器具及び備品	44,125	
減価償却累計額	37,711	6,414
土地		8,666
建設仮勘定		744
有形固定資産合計		31,835
無形固定資産		
施設利用権		32
ソフトウェア		16,510
無形固定資産合計		16,542
投資その他の資産		
投資有価証券		35,982
関係会社株式		31,214
出資金		6
関係会社出資金		1,545
関係会社長期貸付金		21,803
破産更生債権等		23
長期前払費用		5,977
前払年金費用		24,197
敷金及び保証金		2,594
その他		277
貸倒引当金		△7,528
投資その他の資産合計		116,094
固定資産合計		164,471
資産合計		346,327

科目	金額	
負債の部		
流動負債		
支払手形		2,719
買掛金		48,034
短期借入金		21,973
1年内返済予定の長期借入金		18,244
リース債務		2,173
未払金		20,816
未払費用		8,516
未払法人税等		1,062
契約負債		5,133
預り金		19,008
前受収益		3
製品保証引当金		1,163
役員賞与引当金		172
工事損失引当金		2,772
偶発損失引当金		1,526
資産除去債務		2
その他		290
流動負債合計		153,614
固定負債		
長期借入金		56,773
リース債務		3,481
長期未払法人税等		30
繰延税金負債		6,321
退職給付引当金		10,017
製品保証引当金		307
関係会社事業損失引当金		875
偶発損失引当金		15
株式給付引当金		147
資産除去債務		1,181
その他		1,145
固定負債合計		80,296
負債合計		233,911
純資産の部		
株主資本		
資本金		44,000
資本剰余金		21,422
資本準備金		15,000
その他資本剰余金		6,422
利益剰余金		40,456
その他利益剰余金		40,456
繰越利益剰余金		40,456
自己株式		△705
株主資本合計		105,173
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		7,324
繰延ヘッジ損益		△126
評価・換算差額等合計		7,198
新株予約権		44
純資産合計		112,416
負債純資産合計		346,327

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		320,599
売上原価		253,138
売上総利益		67,461
販売費及び一般管理費		59,341
営業利益		8,120
営業外収益		
受取利息	653	
受取配当金	11,467	
雑収入	878	12,999
営業外費用		
支払利息	2,213	
為替差損	628	
貸倒引当金繰入額	2,525	
雑支出	1,222	6,590
経常利益		14,529
特別利益		
投資有価証券売却益	1,433	1,433
特別損失		
固定資産処分損	467	
減損損失	620	
投資有価証券売却損	42	
関係会社株式評価損	212	
関係会社出資金評価損	606	1,949
税引前当期純利益		14,013
法人税、住民税及び事業税	△498	
法人税等調整額	772	273
当期純利益		13,739

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	44,000	15,000	6,442	21,442	29,317	29,317	△754	94,006
当期変動額								
剰余金の配当					△2,600	△2,600		△2,600
当期純利益					13,739	13,739		13,739
自己株式の取得							△1	△1
自己株式の処分			△20	△20			50	29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△20	△20	11,139	11,139	48	11,167
当期末残高	44,000	15,000	6,422	21,422	40,456	40,456	△705	105,173

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	8,678	△10	8,668	73	102,748
当期変動額					
剰余金の配当					△2,600
当期純利益					13,739
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,353	△115	△1,469	△29	△1,498
当期変動額合計	△1,353	△115	△1,469	△29	9,668
当期末残高	7,324	△126	7,198	44	112,416

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……………主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア……………見込販売有効期間（3年）における見込販売数量に基づく償却方法

自社利用のソフトウェア……………見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

その他……………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
取引に係るリース資産

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金

製品販売後に発生する無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき、又は個別の見積により、将来発生すると見込まれる金額を計上しております。

役員賞与引当金

役員（執行役員を含む、以下同じ）に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

工事損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

偶発損失引当金

将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した損失負担見込額を計上しております。

株式給付引当金

業績連動型株式報酬制度に基づく役員への株式報酬の支給に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 製品の販売

製品の販売については、顧客との契約等に基づき、顧客側で製品の検収が行われる場合には顧客の検収完了時点、検収が行われない場合には製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 役務の提供

役務の提供については、役務の提供に応じて収益を認識しておりますが、定期保守契約のように契約期間にわたり役務を提供する場合には、経過期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから収益を認識しております。

なお、請負製造や社会インフラ系の工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建債権債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。また、変動金利支払いの長期借入金について将来の取引市場での金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を利用しております。

(3) ヘッジ方針

相場変動リスクにさらされている債権債務に係るリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用することとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれの相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 連結子会社向け債権に係る回収可能性の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金	21,803百万円
貸倒引当金	△7,439百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 概要

当社は、中国での部材調達・物流管理を主な事業とする連結子会社OKI HONG KONG LTD.（以下、「OHL」）に対して、当事業年度末において116,000千ドル及び216,500千人民元（当事業年度末での円換算額21,803百万円）の貸付を行っており、関係会社長期貸付金に含めて表示しております。また、OHLは沖電気実業（深セン）有限公司（以下、「OSZ」）に対する売上債権を保有しており、OSZは沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）に対する売上債権を保有しております。

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 1. 係争中の債権に係る回収可能性の見積り」に記載の通り、OBSZにおいて深圳市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業」）に対する売上債権が未回収となっているため、OBSZからOSZへ、OSZからOHLへの支払も連動して同規模の金額が滞留しております。したがって、OHLはこのような滞留状況を鑑み、OBSZにおける怡化実業向け売上債権に対する会計処理に連動して、OSZ向け売上債権に対して貸倒引当金を計上しております。その結果、OHLでは当事業年度末において債務超過の状態となっており、当社からの貸付金の弁済に重大な問題が生じております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法及算出に用いた主要な仮定

当社は、OHLに対する貸付金を貸倒懸念債権として分類しており、OHLの部材調達・物流管理事業における活動状況、経営状態及び支払能力を総合的に判断した結果、債務超過額を基礎として回収不能見積額を貸倒引当金として計上しております。当事業年度末においては、49,751千ドル（当事業年度末での円換算額7,439百万円）を計上しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

OHLの債務超過額は、OBSZにおける怡化実業向け売上債権に対する会計処理に連動して変動するため、OBSZの訴訟状況に応じて、回収不能見積額が著しく変動する可能性があります。

2. 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、一定の期間にわたり充足される履行義務に関する収益のうち、見積総原価に対する実際原価の割合で算出した進捗度に基づいて計上された収益（期末までに完工済みの工事案件に係るものを含む）の総額は、60,989百万円であります。このうち、期末に進行中の工事案件に関して当事業年度に計上した金額は40,856百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「会計上の見積りに関する注記 2. 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる総原価の見積り」の内容と同一であります。

3. 繰延税金資産の回収可能性の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 11,109百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「会計上の見積りに関する注記 3. 繰延税金資産の回収可能性の見積り」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券 4,474百万円

上記担保に係る債務

短期借入金 2,500百万円

2. 保証債務等

当社は次のとおり従業員及び関係会社に対し銀行借入金他の債務保証を行っております。

OKI EUROPE LTD. 2,906百万円

(15,000千スターリングポンド)

OKIサーキットテクノロジー（株） 1,802百万円

OKI INDIA PRIVATE LIMITED 1,206百万円

(689,164千インドルピー)

OKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. 822百万円

(5,500千米ドル)

OKIクロステック（株） 466百万円

その他3件 762百万円

合 計 7,967百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 32,547百万円

長期金銭債権 1,103百万円

短期金銭債務 37,360百万円

長期金銭債務 67百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 36,432百万円

仕入高 88,484百万円

営業取引以外の取引高 13,794百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 507千株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

関係会社株式評価損	10,144百万円
繰越欠損金	9,951百万円
退職給付引当金	4,427百万円
連結間譲渡損失調整	3,518百万円
貸倒引当金	2,375百万円
棚卸資産評価損	1,602百万円
未払賞与	1,473百万円
退職給付信託財産運用収支	855百万円
工事損失引当金	852百万円
減損損失	663百万円
減価償却超過額	599百万円
その他	3,457百万円
繰延税金資産小計	39,916百万円
評価性引当額	△28,806百万円
繰延税金資産合計	11,109百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△6,574百万円
投資有価証券評価益	△4,504百万円
その他有価証券評価差額金	△3,304百万円
退職給付信託設定益	△1,816百万円
その他	△1,233百万円
繰延税金負債合計	△17,431百万円

繰延税金資産の純額	△6,321百万円
-----------	-----------

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	OKIクロステック (株)	東京都中央区	2,001 百万円	電気・電気通信・ 消防施設他設備工 事・設計・施工・ 保守及び情報通信 機器・システム保 守・運用・技術サ ポート、関連する 機器・サプライ商 品の販売	(直接) 100%	製品の供 給等 役務の購 入	資金の預 り	－	預り金	7,608
子会社	OKIサーキットテクノロジー (株)	山形県鶴岡市	480 百万円	プリント配線板、 電子装置及び電子 部品の設計、製 造、組立及び販売	(直接) 100%	製品、役 務の購入 資金の貸 付	資金の貸 付	5,995	短期貸付 金	6,534
子会社	OKIネクステック (株)	埼玉県所沢市	400 百万円	情報・通信機器、 産業用電子機器、 医療用電子機器及 びその他電子機器 並びに電子部品の 開発、設計、製 造、販売、保守	(直接) 100%	製品、役 務の購入 資金の貸 付	資金の貸 付	8,054	短期貸付 金	8,169
子会社	OKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	タイ	420,000 千タイバツ	情報処理機器の製 造	(直接) 100%	製品の購 入	製品の購 入	32,948	買掛金	5,265
子会社	OKI HONG KONG LTD.	香港	10,292 千米ドル	持株会社、資材調 達	(直接) 100%	製品の購 入 資金の貸 付	資金の貸 付	23,874	関係会社 長期貸付 金	21,803

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

(1) 役務の購入、製品の購入に関しては市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 資金の貸付における貸付利率については、市場金利を勘案して決定しておりますが、一部の子会社につきましては、当該子会社の財政状態を勘案して決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しております。

3. OKI HONG KONG LTD.への貸付金に対し、7,439百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において2,526百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,295円95銭
2. 1株当たり当期純利益金額	158円46銭

その他の注記（企業結合等に関する注記）

事業分離

連結注記表「その他の注記（企業結合等に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

沖電気工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人			
東京事務所			
指定有限責任社員	公認会計士	齊藤	剛
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	新保	智巳
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	岩本	展枝
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、沖電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

沖電気工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人			
東京事務所			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤	剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新保	智巳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本	展枝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、沖電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

沖電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 布施雅嗣[㊞]
常勤監査役 横田俊之[㊞]
社外監査役 津田良洋[㊞]
社外監査役 小田康之[㊞]
社外監査役 新家寛[㊞]

株主インフォメーション

◆株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
剰余金の配当の基準日	3月31日（なお、中間配当を行うときの基準日は9月30日）
定時株主総会	6月
同総会の議決権の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式買取手数料	無料 なお、別途証券会社でのお手続き手数料がかかる場合があります。
公告方法	電子公告（ホームページアドレス https://www.oki.com/jp/ ） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行います。
株式上場	東京証券取引所プライム市場
証券コード	6703
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

◆株式事務のお問い合わせ先

お問い合わせ内容	証券会社等で株式を保有されている場合	証券会社等で株式を保有されていない場合 （特別口座の場合）※1
住所変更、株式配当金受取り方法の変更およびマイナンバーのお届出※2などのお問い合わせ	お取引の証券会社	みずほ信託銀行 証券代行部 ホームページ https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html フリーダイヤル 0120-288-324 （土・日・祝日を除く 9:00～17:00）
未払配当金※3、その他当社株式関係書類についてのお問い合わせ	右記みずほ信託銀行	株主総会資料ウェブ化に関するお問い合わせ窓口 0120-524-324 （土・日・祝日を除く 9:00～17:00）
株主総会資料の電子提供制度（書面交付請求）についてのお問い合わせ	お取引の証券会社または 右記みずほ信託銀行	

※1 株券電子化以前に株式会社証券保管振替機構に預託されていなかった株式は、みずほ信託銀行株式会社に開設した特別口座に記録されています。特別口座に記録された株式は単元未満株式の買取以外の売買はできません。株式の売買には、証券会社の口座への振替手続きが必要です。お手続きについては、上記「みずほ信託銀行」までお問い合わせください。

※2 株式等の税務関係のお手続きに関しては、マイナンバーのお届出が必要です。お届出が済んでいない場合は、上記お問い合わせ先へマイナンバーのお届出をお願いします。

※3 配当金のお支払期間は支払い開始から5年間となっておりますので、お早めにご請求ください。

※4 トラストラウンジではお取扱いできませんので、ご了承ください。

株主のみなさまへのお願い

- 会場での配慮が必要な方は、2025年6月13日（金）までに03-3501-3111大代表（土日祝日を除く8:30～17:15）または当社ウェブサイトIRに関するお問い合わせフォーム（<https://www.oki.com/cgi-bin/inquiryForm.cgi?p=153j>）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。なお、本総会会場内に車いす専用スペースを設けております。
- 株主のみなさまには、体調がすぐれない場合は、書面またはインターネット等により事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。
- 今後、株主総会当日までの状況変化により、株主総会の運営その他に変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.oki.com/jp/>）にてお知らせいたします。適宜ご確認をお願いいたします。



株式事務のお問い合わせに関しましては、
みずほ信託銀行までお問い合わせください。

ホームページ▶ <https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html>
フリーダイヤル▶ 0120-288-324（土・日・祝日を除く 9:00～17:00）

株主総会 会場ご案内図

開催場所

東京都港区芝公園三丁目3番1号

東京プリンスホテル 2階「プロビデンスホール」

交通のご案内

- 1 都営地下鉄三田線**
御成門駅（A1出口）— 徒歩1分
- 2 都営地下鉄浅草線・大江戸線**
大門駅（A6出口）— 徒歩7分
- 3 JR山手線・京浜東北線**
東京モノレール
浜松町駅（北口）— 徒歩10分

会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

お土産のご用意はございません。何卒ご理解
賜りますようお願い申し上げます。



NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォン
でご案内します。右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。